

第9章 防災指針の検討

1 基本的な考え方

(1) 防災指針の考え方

防災指針は、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域に対して、居住誘導区域からの除外を推進するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むための指針です。

(2) 防災指針の検討の流れ

「立地適正化計画作成の手引き」（国土交通省、令和3年10月）では、防災指針の検討の流れは、以下のとおりとなっています。

- ・コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るため居住誘導区域からの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、立地適正化計画に防災指針を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが必要です。
- ・このため、防災指針の検討に当たっては、
 - ①立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
 - ②リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定や、既に設定している居住誘導区域の見直し
 - ③居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針及び地区毎の課題に対応した対策の検討を行うことが必要です。
- ・また、一般居住区域（居住誘導区域外）に現に生活している居住者の安全を確保するための取組も、避難路・避難場所を整備する場合には一般居住区域の居住者の利用も考慮して位置・規模を検討するなど、併せて検討することが必要です。

2 災害リスクの状況整理

(1) 現状の整理に用いるハザード情報

防災指針検討の前提となる課題を抽出するため、本市に被害をもたらすおそれのある災害に関するハザード情報を整理します。

■現状の整理に用いるハザード情報の一覧

項目	ハザード情報	作成主体・公表年月日・出典など	
洪水	洪水浸水想定区域 (計画規模 (L1))	江の川水系 (国管理区間)	出典：洪水ポータルひろしま浸水想定区域図 作成主体：中国地方整備局三次河川国道事務所 公表年月日：令和2年6月30日
		江の川水系 (県管理区間)	出典：洪水ポータルひろしま浸水想定区域図 作成主体：広島県北部建設事務所 公表年月日：令和2年1月16日、5月22日、 平成30年5月18日
	洪水浸水想定区域 (想定最大規模 (L2)) 浸水継続時間 (想定最大規模 (L2)) 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食) (想定最大規模 (L2)) 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) (想定最大規模 (L2))	江の川水系 (国管理区間)	出典：洪水ポータルひろしま浸水想定区域図 作成主体：中国地方整備局三次河川国道事務所 公表年月日：令和2年6月30日
		江の川水系 (県管理区間)	出典：洪水ポータルひろしま浸水想定区域図 作成主体：広島県北部建設事務所 公表年月日：令和2年1月16日、5月22日、 平成30年5月18日 ※令和6年5月31日更新
	多段階浸水想定区域 (現況河道、短期整備) (1/10、1/30、1/50、1/80 又は1/100)	江の川水系 (国管理区間)	出典：国土交通省中国地方整備局三次河川国道 事務所／江の川水系流域治水プロジェクト／ 江の川水系多段階の浸水想定図 作成主体：中国地方整備局三次河川国道事務所 公表年月日：令和4年9月2日
津波	該当なし	分析対象外	
高潮	該当なし	分析対象外	
土砂 災害	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	出典：広島県土砂災害ポータルひろしま 公表時期：基礎調査に基づき県知事が指定して公表 (随時更新：資料は令和5年8月現在)	
内水	内水ハザードマップ	作成主体：三次市 ※平成30(2018)年7月豪雨における浸水地域について、同豪 雨と同程度の降雨を想定した浸水シミュレーションを行い、聞 き取り情報を加えて作成	
大規模 盛土	大規模盛土造成地マップ	作成主体：三次市 作成時期：令和2年6月	

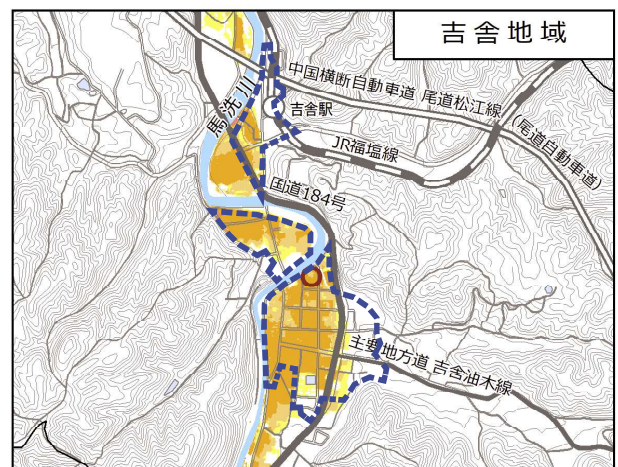
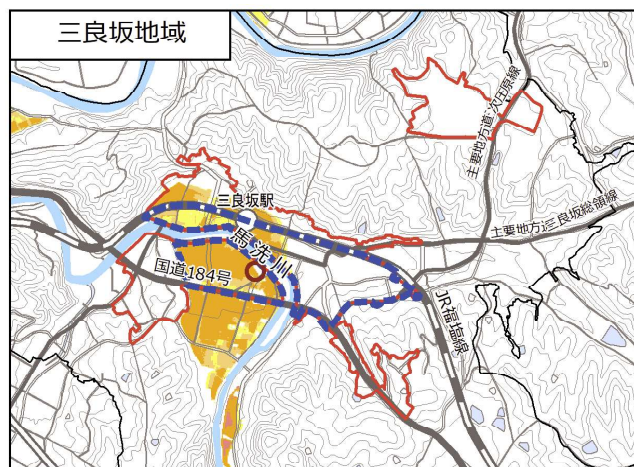
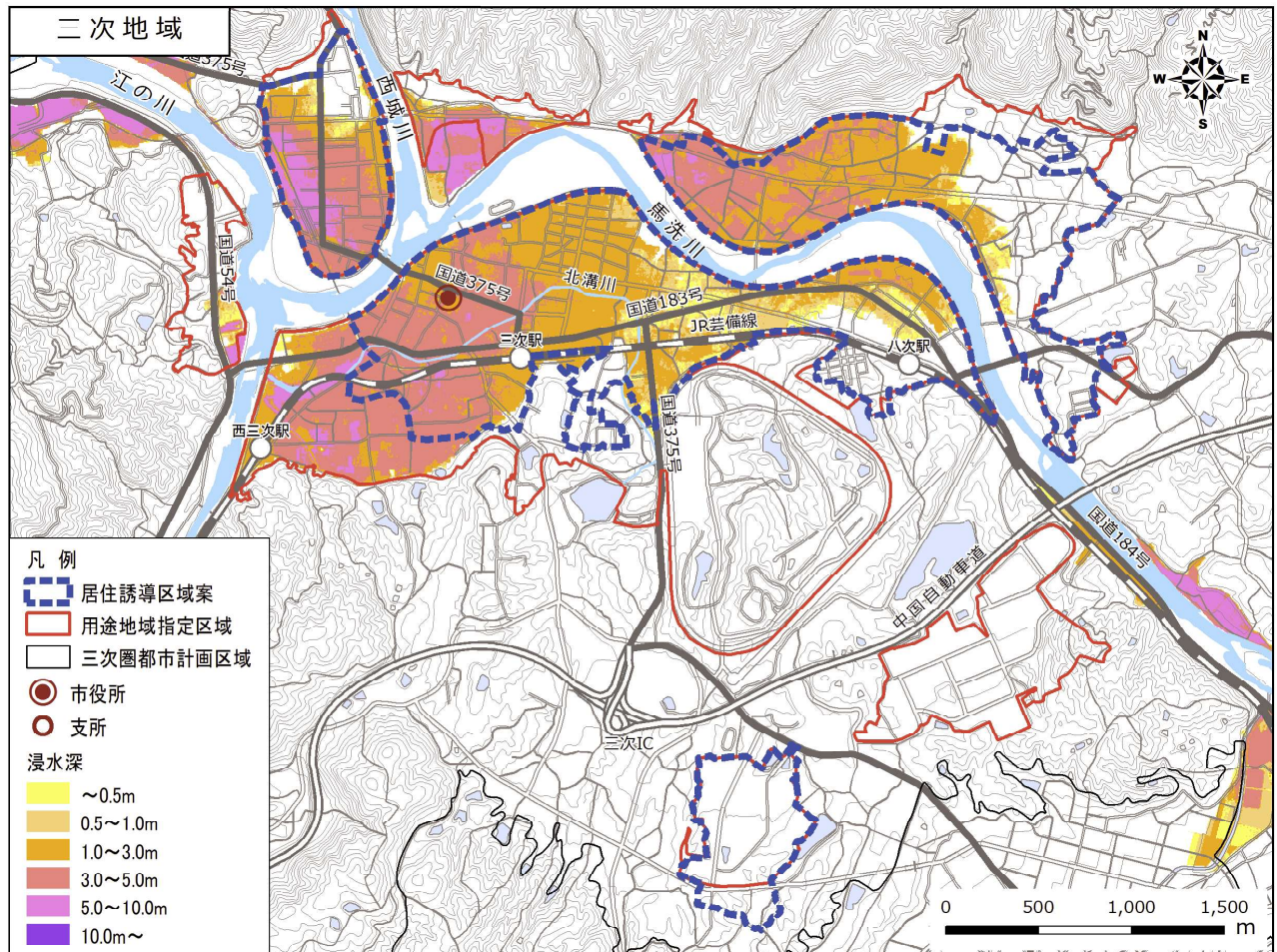
(2) 災害ハザード情報の整理

①洪水浸水想定区域（計画規模（L1））

三次地域の十日市中、東、西、南の地区から南畑敷町にかけての区域、三次町、及び畠敷町西部では、2階床下に相当する浸水深3.0m以上の浸水が想定されています。このうち、十日市中、西、三次町及び畠敷町の一部では一般的な家屋の2階が水没する浸水深5.0m以上の浸水が想定されています。

三良坂地域、吉舎地域では、馬洗川沿いで浸水深1.0～3.0mの浸水が想定されています。

■洪水浸水想定区域（計画規模（L1））



(用語の補足解説)

・「洪水浸水想定区域（計画規模（L1））」：対象河川の洪水予報区間について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示したもの（例：算定の前提となる雨量として、2日間の総雨量306mm（江の川、西城川、馬洗川、上下川、美波羅川、国兼川）、323mm（神野瀬川）、222mm（北溝川））

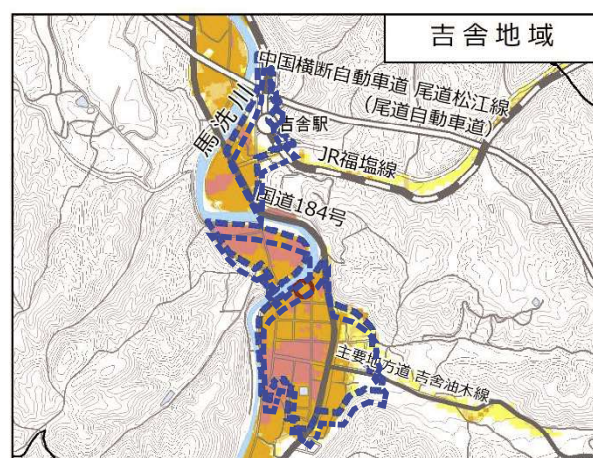
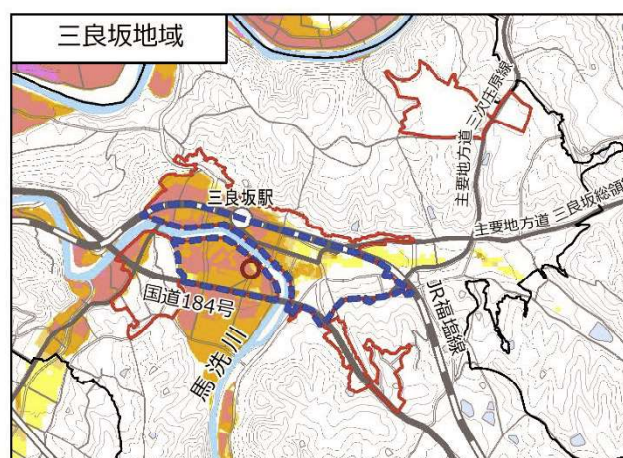
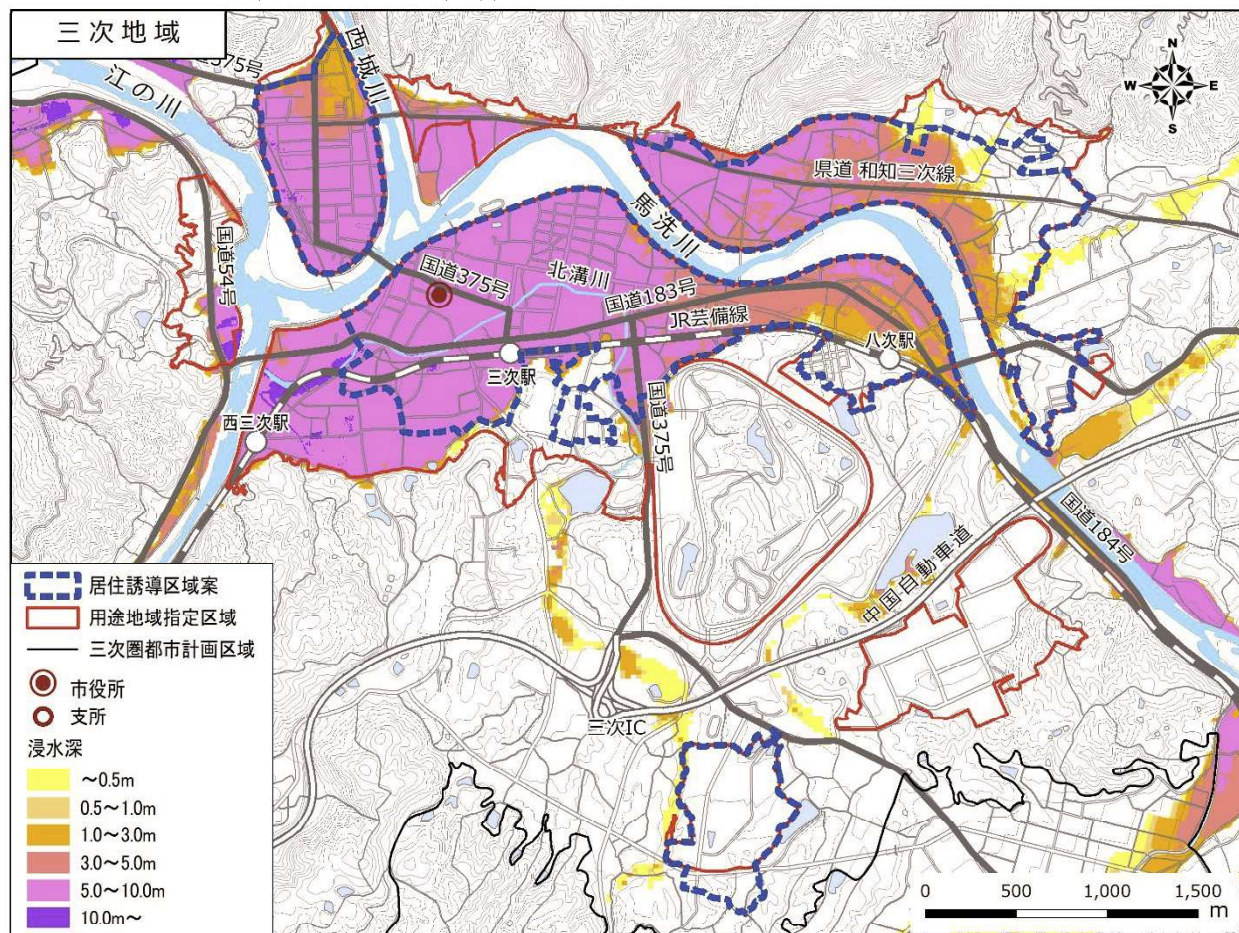
②洪水浸水想定区域（想定最大規模（L2））

三次地域の十日市中、東、西、南の地区、三次町、及び畠敷町西部では、浸水深 5.0m以上の浸水想定された区域が広がっています。

三良坂地域では、用途地域の広い範囲において、2 階床下に相当する浸水深 3.0m以上の浸水が想定されています。

吉舎地域では、馬洗川沿いに 2 階床下に相当する浸水深 3.0m以上の浸水が想定されています。

■洪水浸水想定区域（想定最大規模（L2））



資料：洪水ポータルひろしま[広島県防災Web]

（用語の補足解説）

「洪水浸水想定区域（想定最大規模（L2）」：対象河川の洪水予報区間について、水防法の規定に基づき指定された想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示したもの（例：算定的前提となる雨量として、48 時間総雨量 479mm（江の川、西城川、馬洗川）、441mm（神野瀬川）、575mm（上下川）、624mm（北溝川）、560mm（美波羅川）、385mm（西城川）、608mm（国兼川）

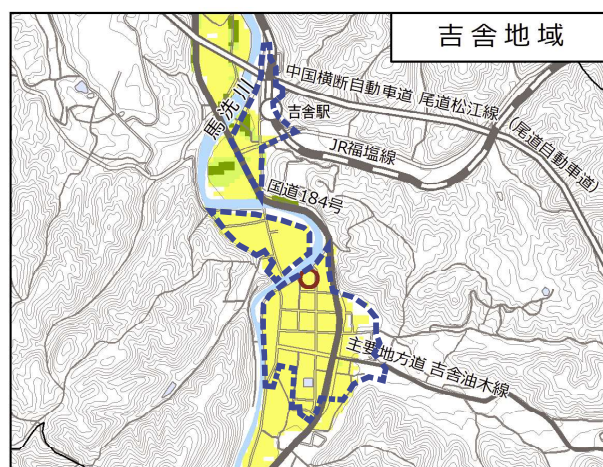
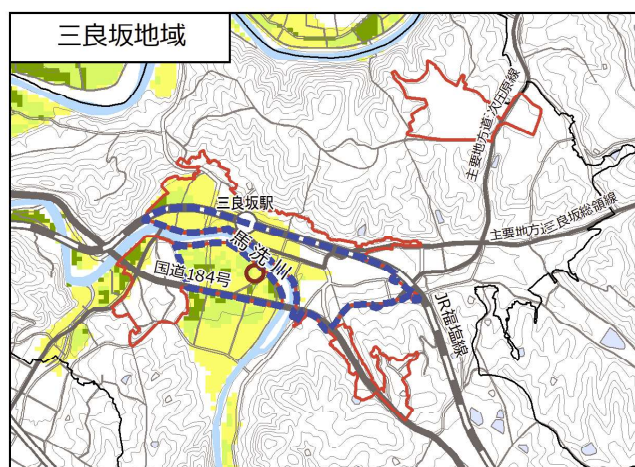
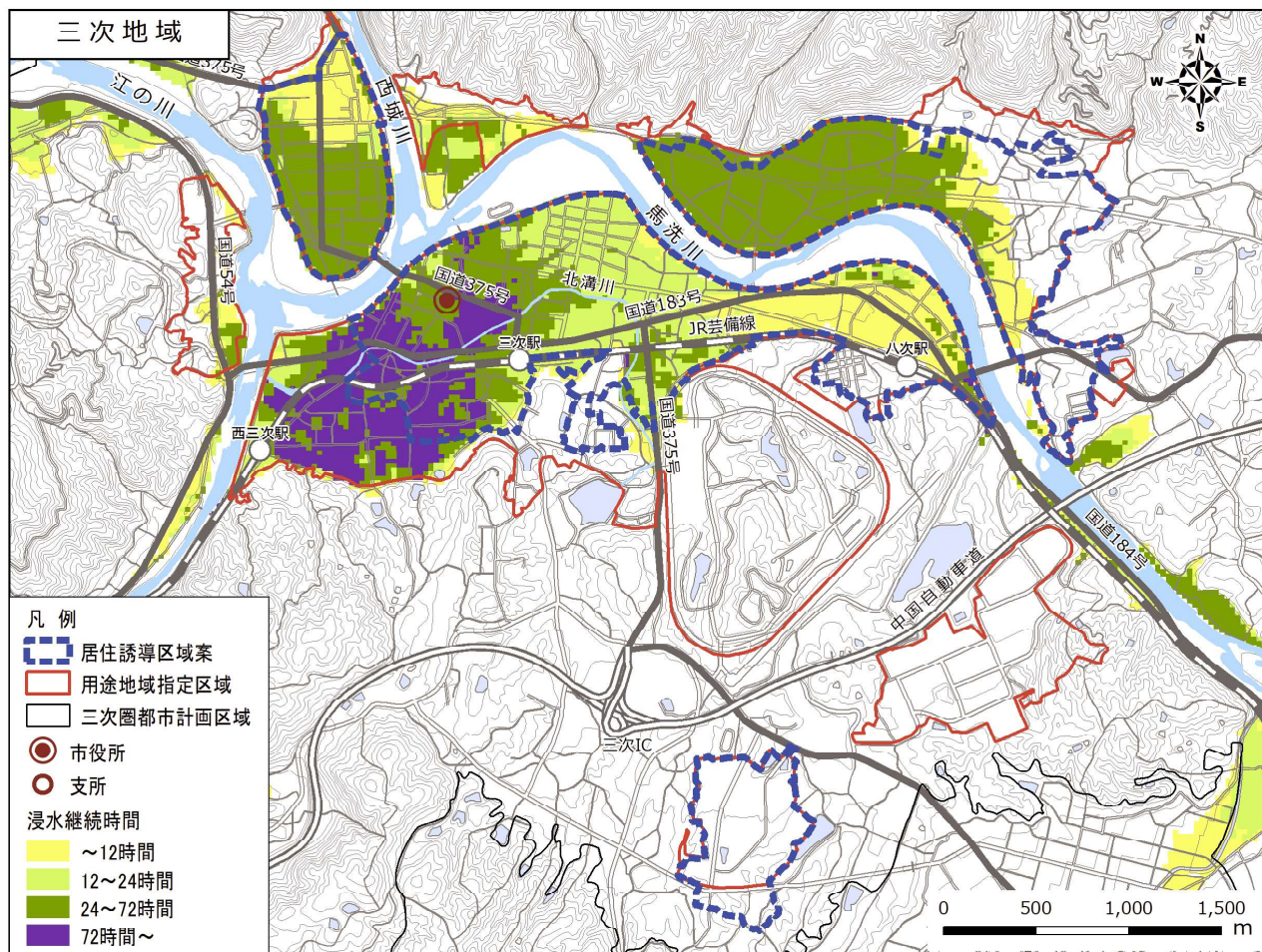
③浸水継続時間（想定最大規模（L2））

三次地域の十日市中・西の地区では、家庭で防災備蓄品を準備する目安とされている 72 時間を越える浸水継続時間が想定されています。また、十日市中、西、東、南の地区及び三次町、畠敷町西部では 24～72 時間の浸水継続時間が想定されています。

三良坂地域では、馬洗川南での区域で 12～24 時間の浸水継続時間が想定されているほか、一部で 24～72 時間の浸水継続時間が想定されています。

吉舎地域では、JR 吉舎駅近傍で 24～72 時間の浸水継続時間が想定され、このほかの区域では概ね 12 時間未満の浸水継続時間が想定されています。

■浸水継続時間（想定最大規模（L2））



（用語の補足解説）

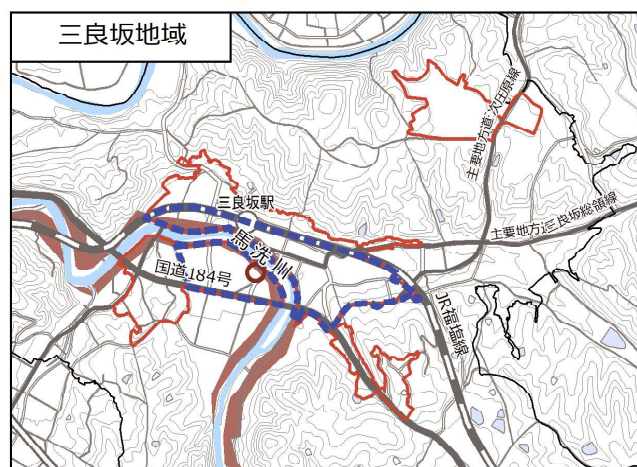
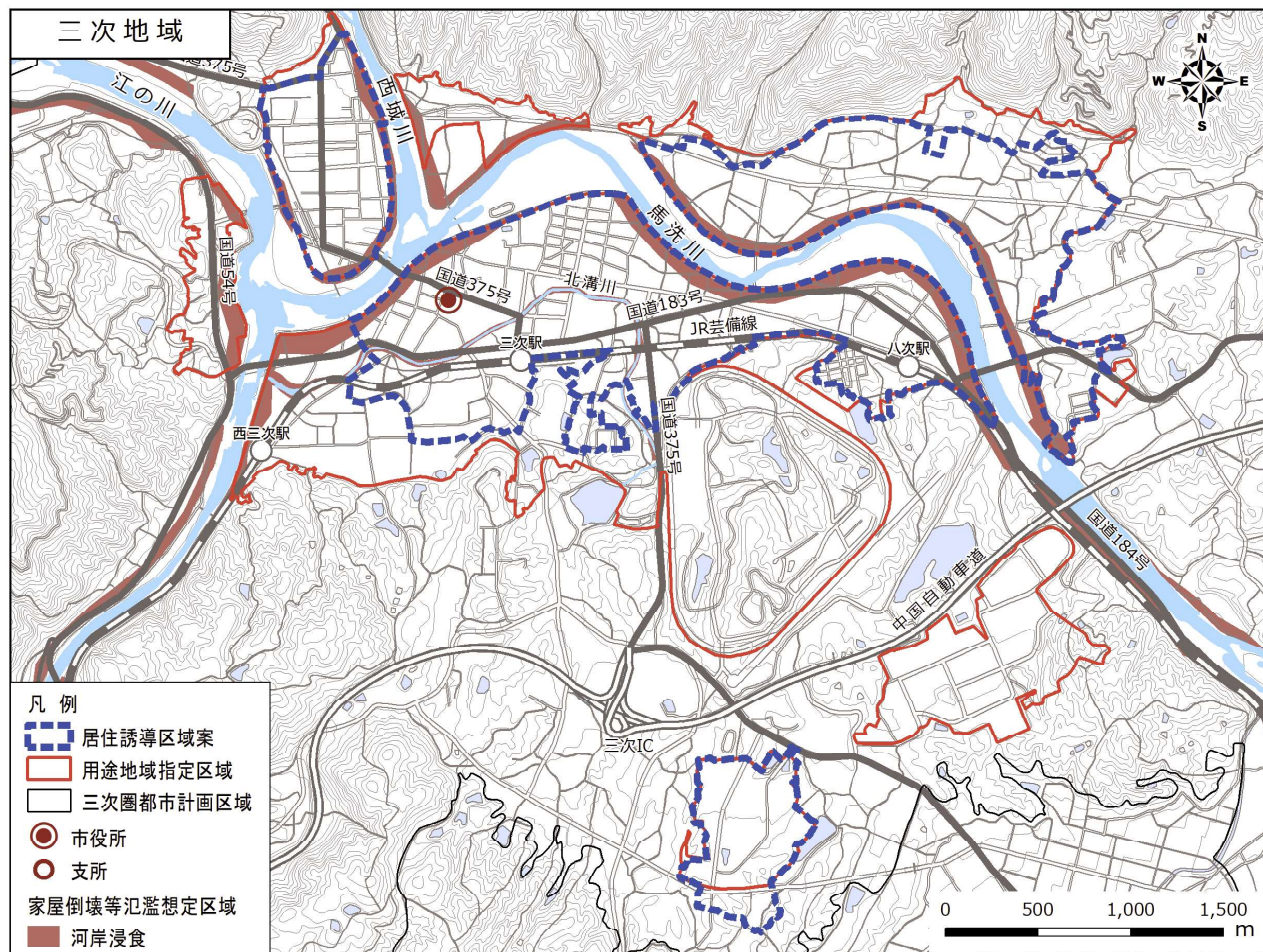
・「浸水継続時間（想定最大規模（L2）」：氾濫計算で求めた浸水深が 0.5m を越え、0.5m を下回るまでの時間

④家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) (想定最大規模 (L2))

想定最大規模時に河岸の浸食による家屋の倒壊が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食))は、江の川、馬洗川及び西城川の両岸に分布しています。

三良坂地区、吉舎地区においても馬洗川の両岸で家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)が分布しています。

■家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)



(用語の補足解説)

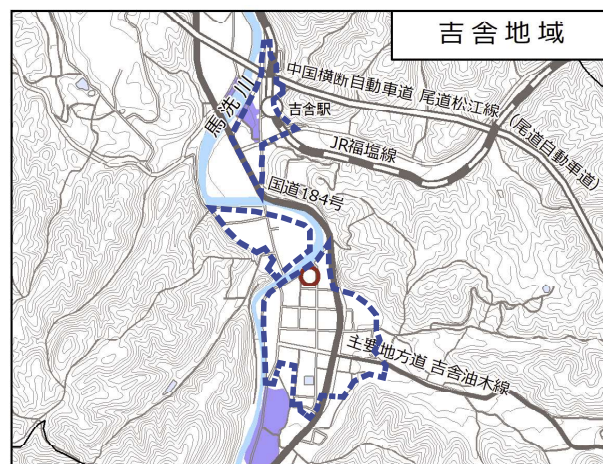
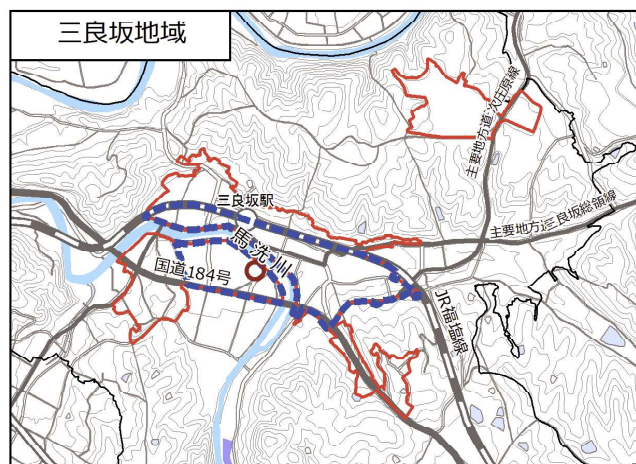
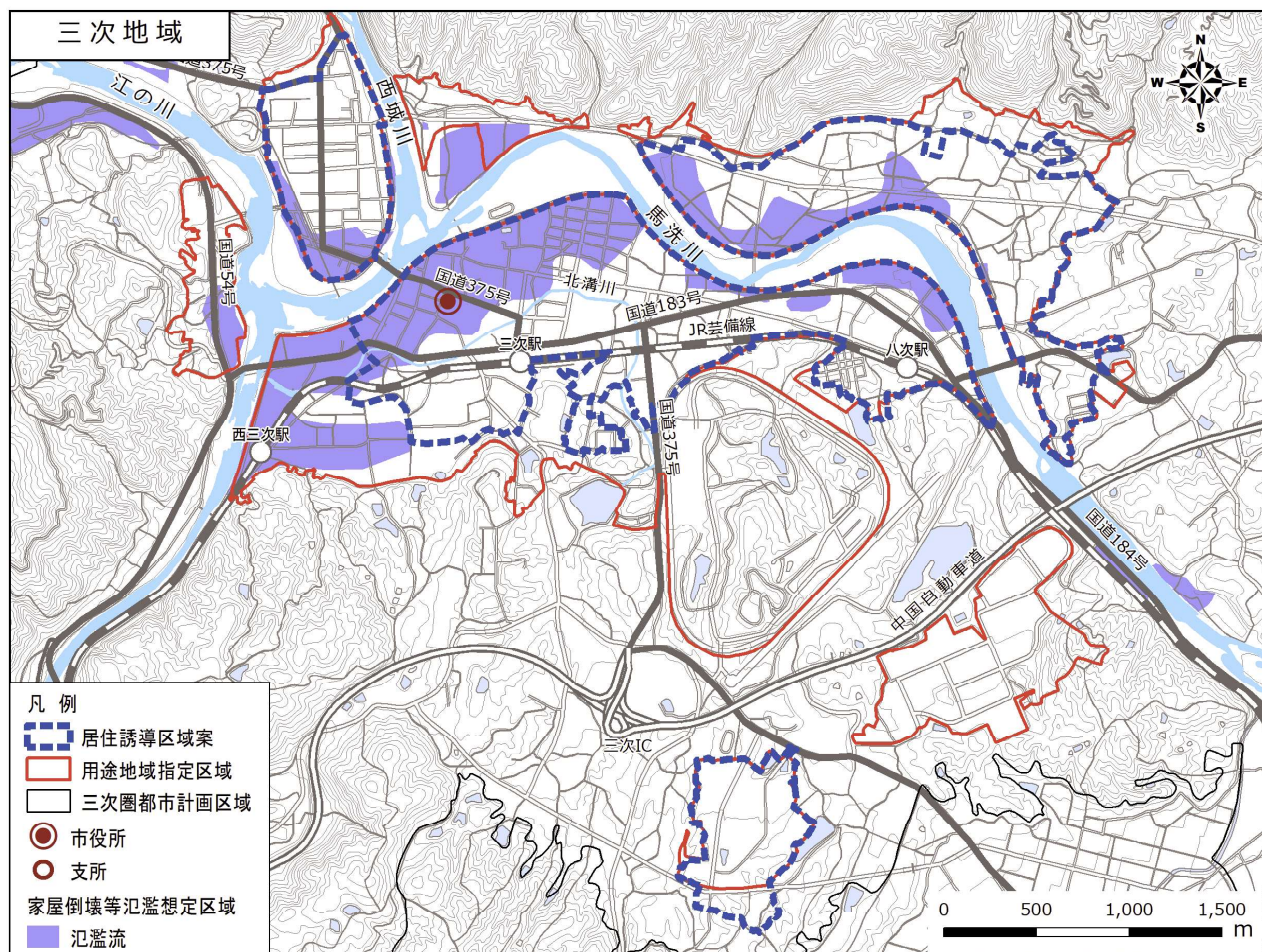
・「家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)(想定最大規模(L2))」: 洪水流により、地形(河岸・堤防等)が浸食される可能性がある範囲を示すものであり、対象河川の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面

⑤家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）（想定最大規模（L2））

想定最大規模時における氾濫流による家屋倒壊が想定されている区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））は、江の川、馬洗川の両岸に分布しており、特に馬洗川左岸の江の川との合流部付近や右岸の畠敷町部分に広範な拡がりが見られます。

吉舎地域の南部でまとまった家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）が分布しています。

■家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）（想定最大規模：L2）



（用語の補足解説）

・「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）（想定最大規模（L2））」：氾濫計算で求めた浸水深と流速により、一般的な木造2階建て家屋が倒壊する可能性について示すものであり、対象河川の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面

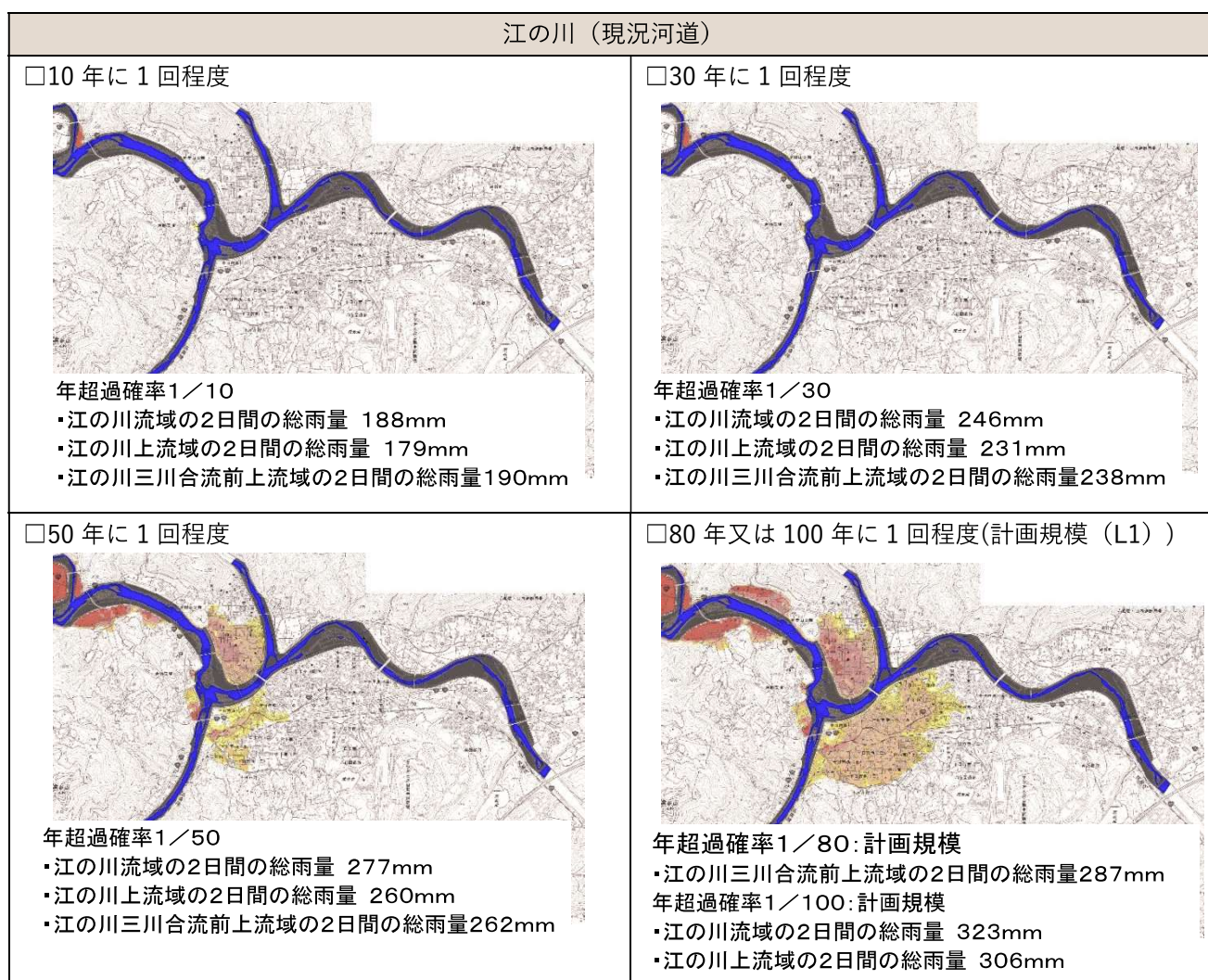
⑥多段階浸水想定区域

降雨の確率規模別に作成された多段階浸水想定区域をみると、江の川では10年に1回の確率の雨量による浸水は発生しないと想定されています。

30年に1回の確率の雨量では江の川による浸水は発生しませんが、三次町では、西城川による浸水が発生し、特に三次町東部では浸水深3.0～5.0mの浸水が想定されています。

50年に1回の確率の雨量では、馬洗川、西城川兩岸の広い範囲で浸水が発生し、また浸水深も十日市中、東、西で浸水深3.0m以上の浸水が想定されています。また、合流部付近で江の川による浸水が発生しますが、浸水深は馬洗川、西城川と比べて面積、浸水深ともに低くなっています。

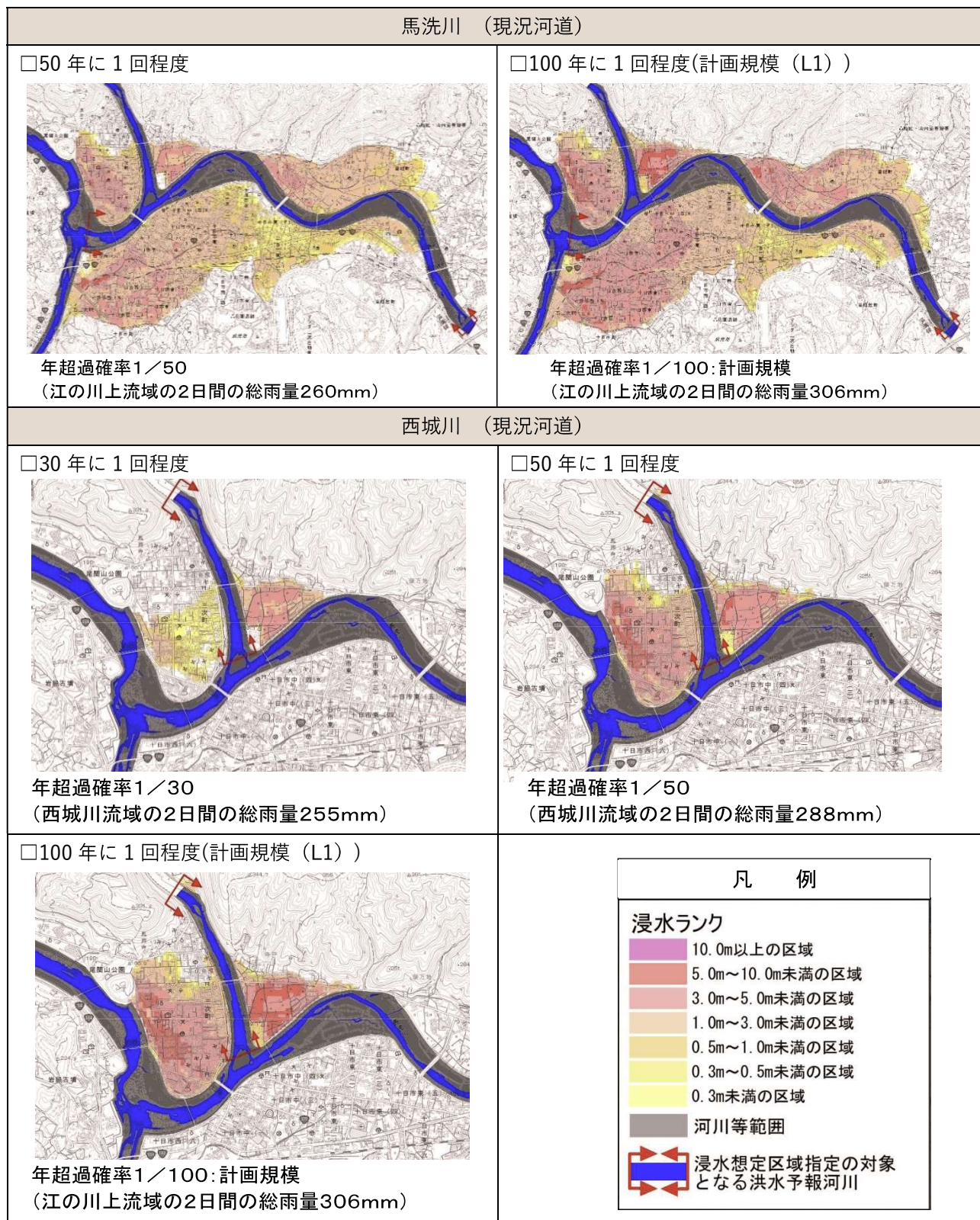
なお、80年または100年に1回の確率は、計画規模（L1）の通りです。



※現況と短期整備後において、想定浸水区域には殆ど変化がないため、現況河道による浸水想定区域図のみ表示

凡 例	
浸水ランク	
	10.0m以上の区域
	5.0m～10.0m未満の区域
	3.0m～5.0m未満の区域
	1.0m～3.0m未満の区域
	0.5m～1.0m未満の区域
	0.3m～0.5m未満の区域
	0.3m未満の区域
	河川等範囲
	浸水想定区域指定の対象となる洪水予報河川

■多段階浸水想定区域図(馬洗川・西城川)



資料：「国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所／河川防災の取組／江の川水系流域治水プロジェクト／江の川水系多段階の浸水想定図」より作成

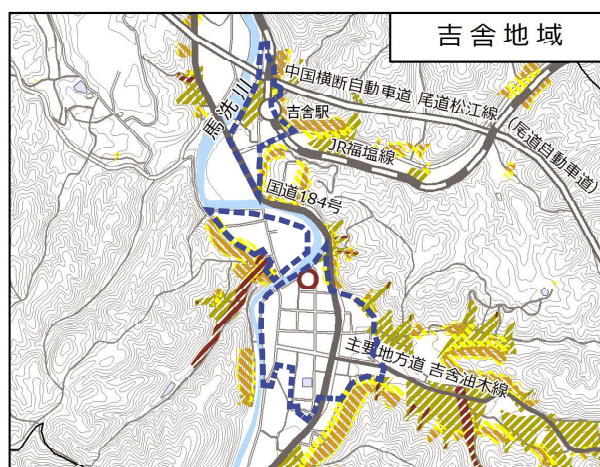
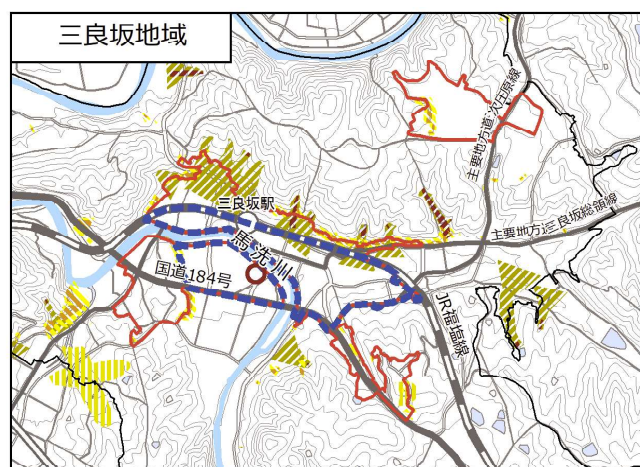
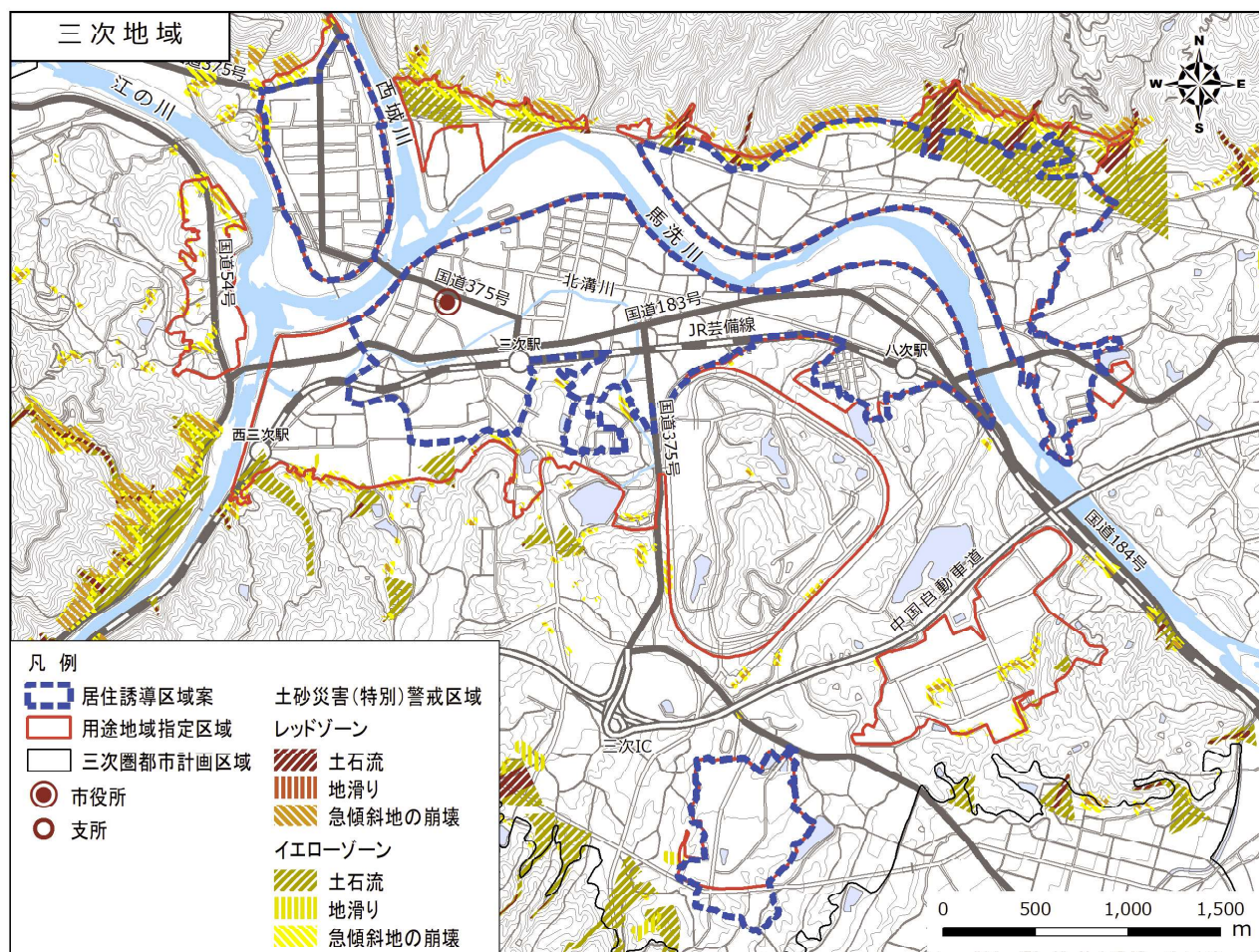
(用語の補足解説)

- ・「多段階浸水想定区域」：流域治水の推進を目的として、年超過確率 1/10、1/30、1/50、1/100 の各段階における降雨により浸水した場合に想定される、浸水範囲と浸水深を表示したものであり、水防法に基づく図ではない

⑦土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

三次地域、三良坂地域、吉舎地域ともに市街地を形成している平地部分とこれを取り囲む急傾斜地とその背後の丘陵地という地形的特性から、市街地の外周部に急傾斜地や土石流危険箇所等の土砂災害（特別）警戒区域の指定箇所が帯状に連なっています。

■土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域



(用語の補足解説)

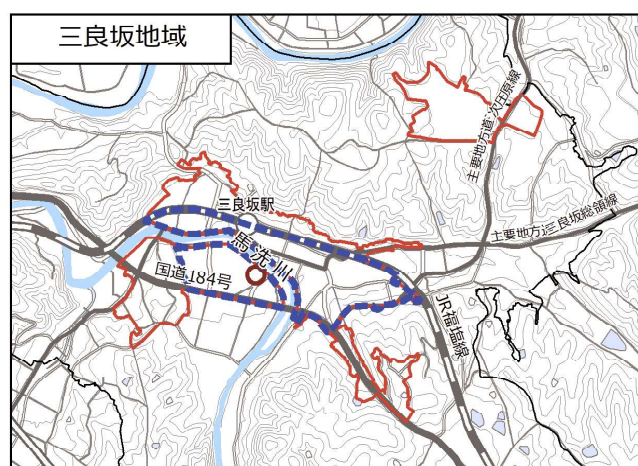
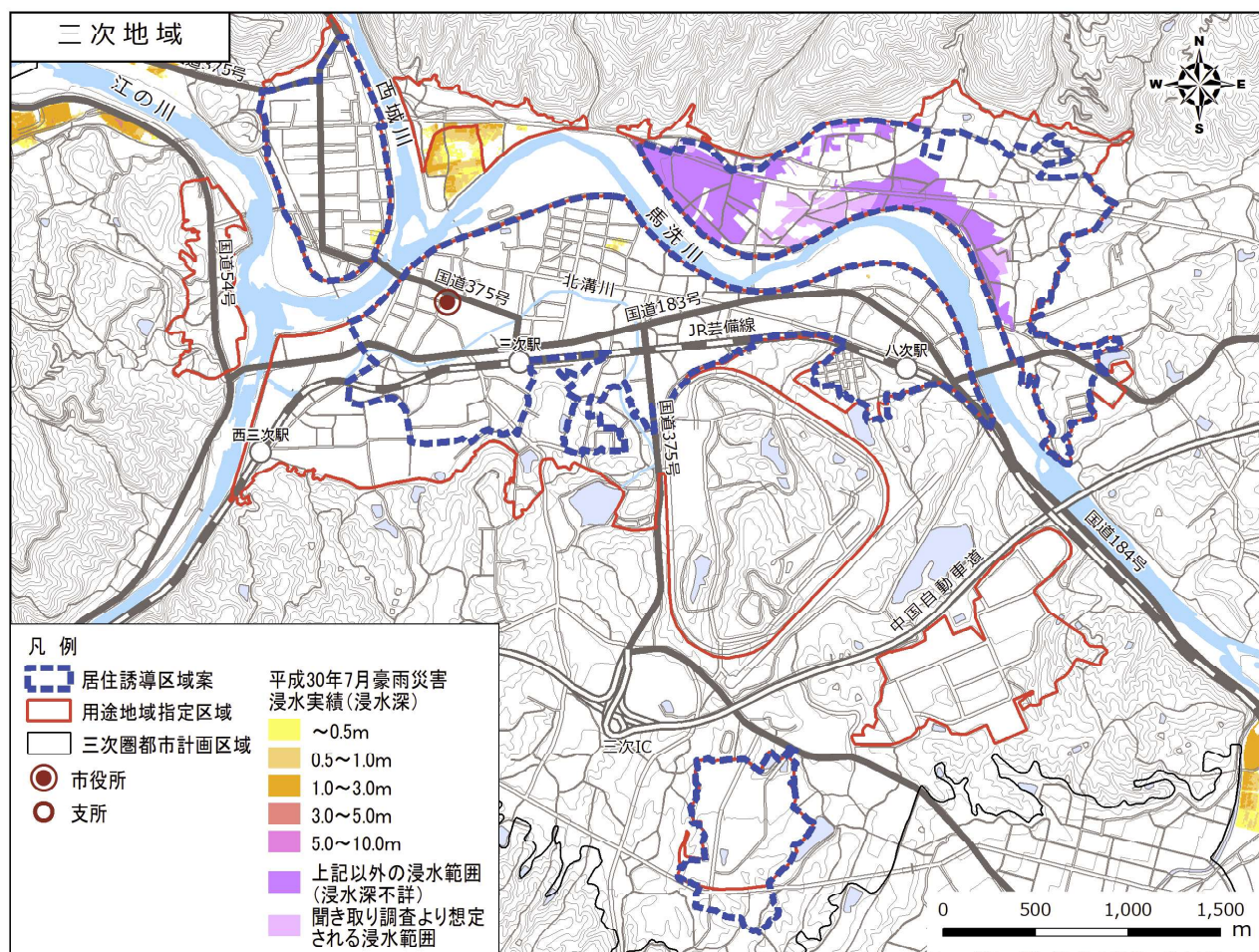
- ・「土砂災害警戒区域」：土砂災害防止法第7条に示された急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
- ・「土砂災害特別警戒区域」：土砂災害防止法第9条に示された急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

⑧内水ハザードマップ

平成 30 年 7 月の豪雨災害により、主として馬洗川右岸の畠敷町から三次町東部の一帯において内水氾濫が発生しています。内水ハザードマップは、この経験を踏まえて作成したものです。

なお、この豪雨災害を踏まえて、国、県、市において排水機場の拡充、防災調整池の新設、中小河川の河道整備、宅地の嵩上げ誘導制度など集中的な取組が進められています。

■内水ハザードマップ



(用語の補足解説)

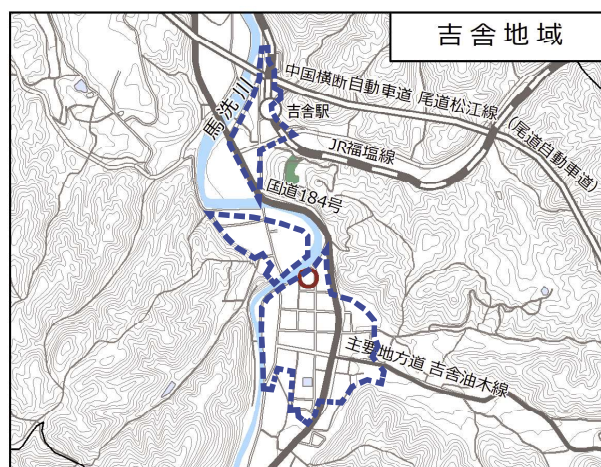
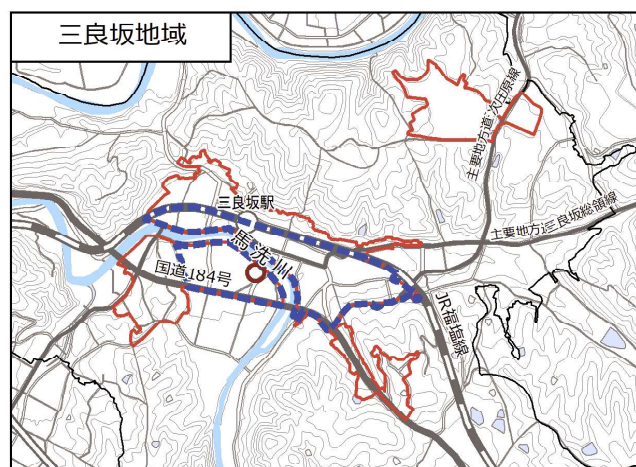
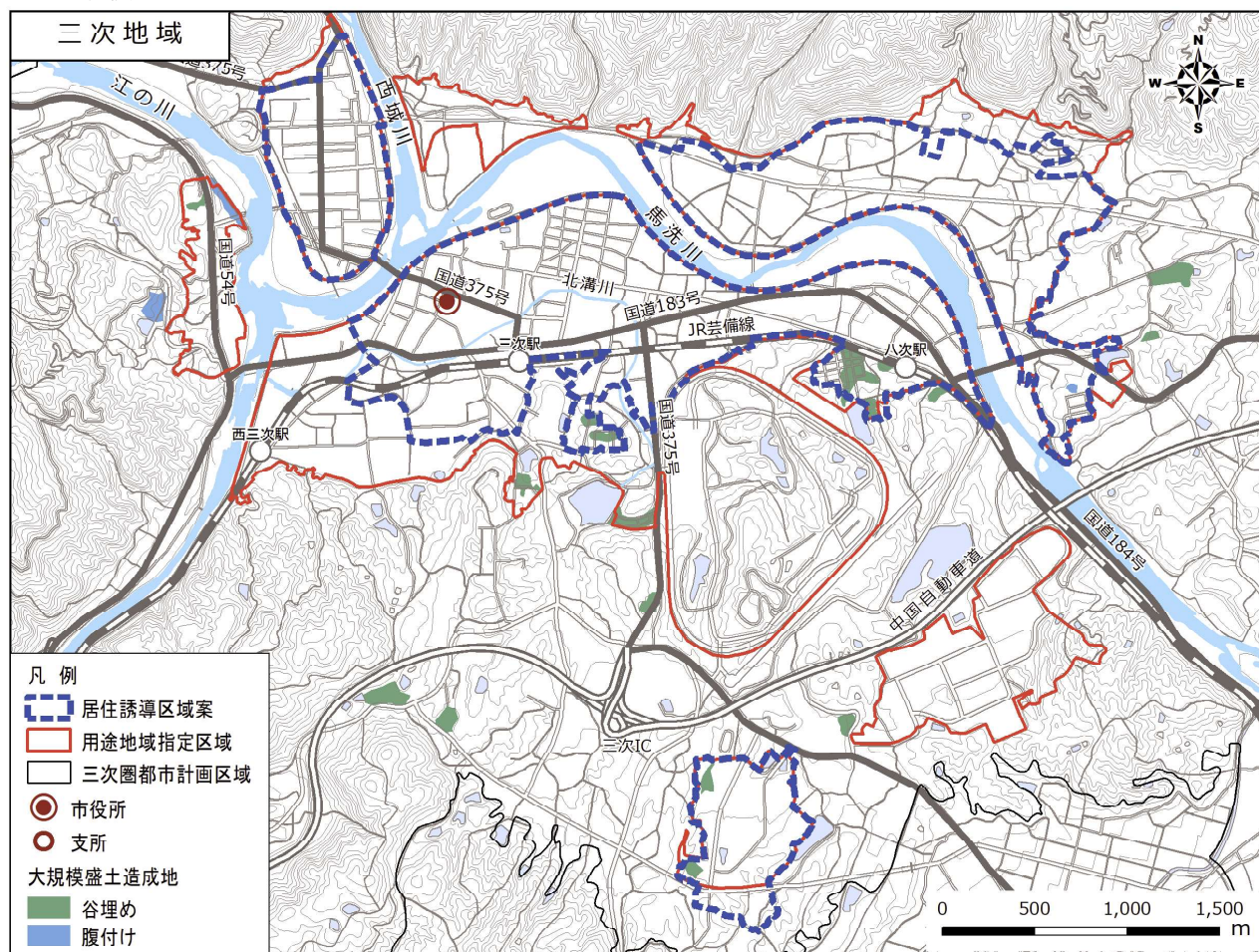
- ・「内水ハザードマップ」：平成 30 年 7 月豪雨における浸水地域について、同豪雨と同程度の降雨を想定した浸水シミュレーションを行い、聞き取り情報を加えて作成したものであり、平成 30 年 7 月豪雨における実際の浸水範囲と完全に一致するものではない

⑨大規模盛土造成地

大規模盛土造成地は、用途地域内では主に JR 芸備線以南の区域に分布し、居住誘導区域内では十日市南、南畑敷町の JR 八次駅の南及び東酒屋町に分布しています。

なお、大規模盛土造成地マップは、必ずしも危険な箇所を示したのではなく、所有者等への日頃の注意を喚起するために示されるものと位置づけられています。

■大規模盛土造成地



(用語の補足解説)

- ・「大規模盛土造成地」：これまでの大規模地震発生時において滑動崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえて、谷や沢を埋めたり、傾斜地盤上に盛土した大規模盛土造成地の概ねの位置を示したもの
- ・谷埋め型：盛土の面積が 3,000 平方メートル以上
- ・腹付け型：盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上でかつ、盛土の高さが 5m 以上

3 災害リスク分析・評価

(1) 災害リスクの把握

①分析方法

災害ハザード情報と人口分布や建物の分布、都市機能の分布、都市基盤状況などの都市情報を重ね合わせるにより、災害リスクの分析を行います。

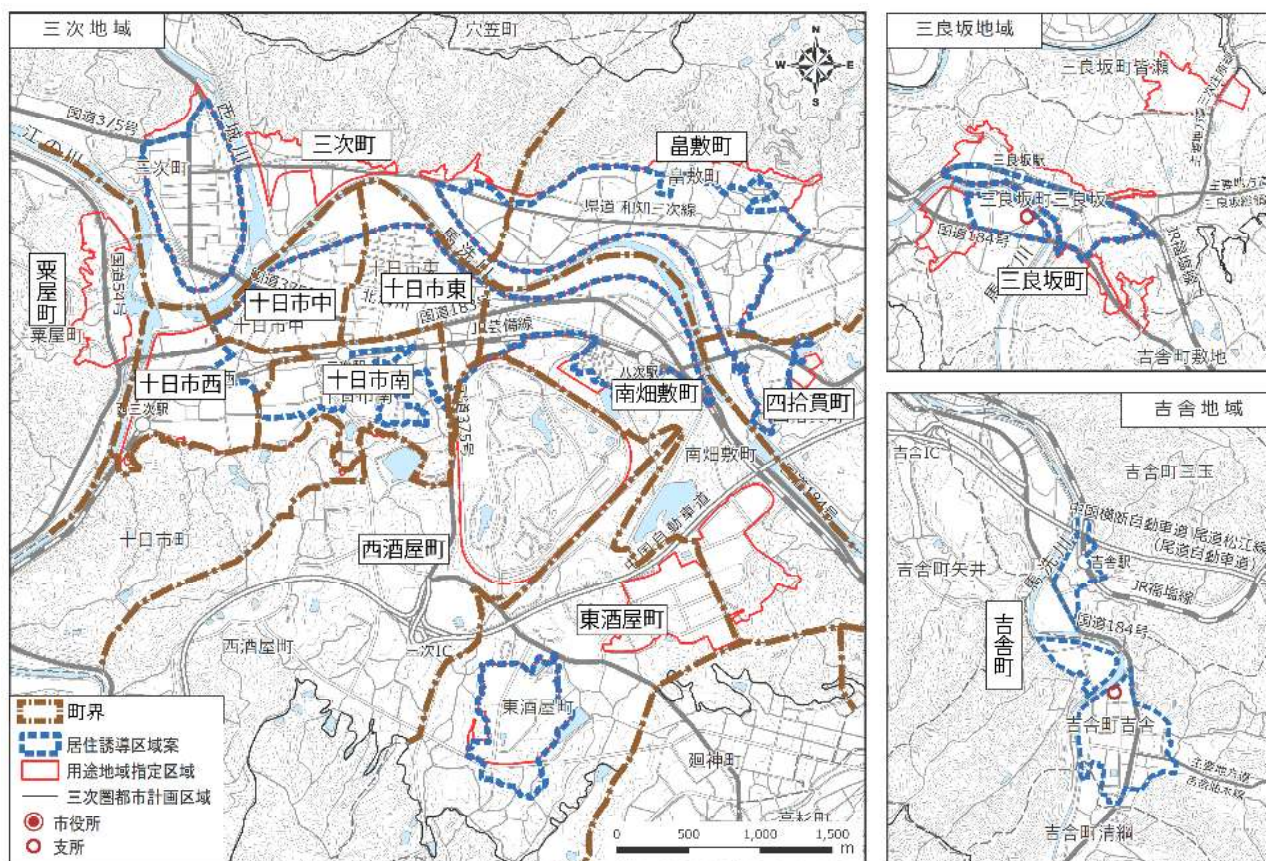
■災害リスク分析の視点

都市情報	災害ハザード情報	分析の視点
●人口分布	●浸水深（計画規模（L1）、想定最大規模（L2））	●人的被害のリスク （垂直避難の困難度等）
●建物の分布 ●建物の階数	●浸水深（計画規模（L1）、想定最大規模（L2）） ●浸水継続時間（L2） ●家屋倒壊等氾濫想定区域（L2）	●垂直避難の困難度 ●家屋倒壊の危険度
●都市機能（医療、福祉施設）の分布	●浸水深（計画規模（L1）、想定最大規模（L2）） ●土砂災害警戒区域	●施設の継続利用の可否 （要支援者の円滑な支援の阻害）
●避難施設の分布	●浸水深（計画規模、想定最大規模） ●浸水継続時間	●円滑な避難の阻害 ●避難機能の阻害

②分析区分

三次・三良坂地域の用途地域内及び吉舎地域の中心部を町別に区分し、災害リスク分析を行います。

■本計画における地区区分



①人的被害の想定

■人口分布×洪水浸水想定区域（計画規模（L1））

三次地域

【三次町】
人口割合：63%

【島敷町】
人口割合：30%

【十日市中】
人口割合：86%

【十日市西】
人口割合：90%

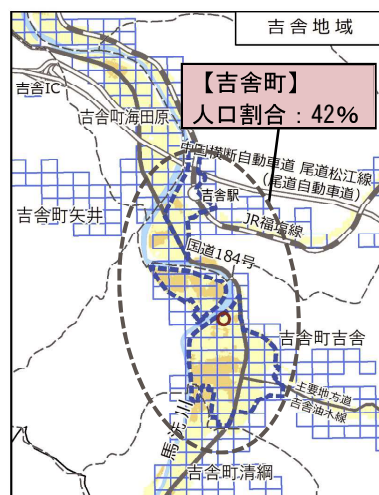
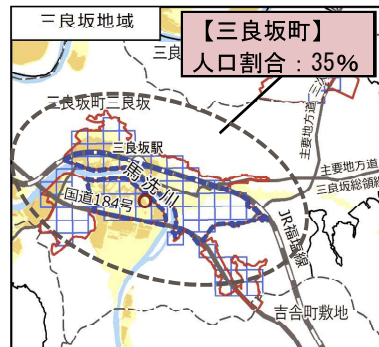
【十日市南】
人口割合：38%

居住誘導区域案
 用途地域指定区域
 三次圏都市計画区域
 町字界
 市役所
 支所

100mメッシュ人口 (R2)
 40人/ha以上
 40人/ha未満

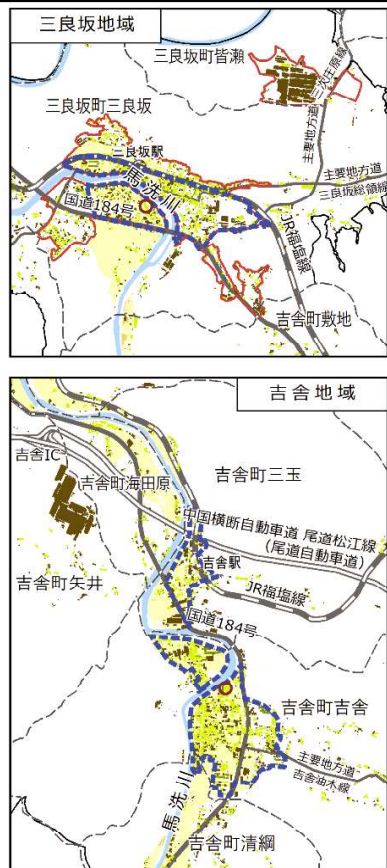
浸水深
 3.0m未満
 3.0~5.0m
 5.0m以上

0 500 1,000 1,500

[illegible]

【建物、家屋の分布】×【洪水浸水想定区域（計画規模（L1）、想定最大規模（L2））】

災害リスク：垂直避難が困難な区域に家屋が集積
(家屋割合 30%以上及び 50%以上の地区を表示)



【三良坂町】
家屋割合：38%

三良坂地域
三良坂町二良坂
三良坂駅
馬場川
国道184号
JR東海道線
吉舎町敷地
主要地方道
三良坂総領線

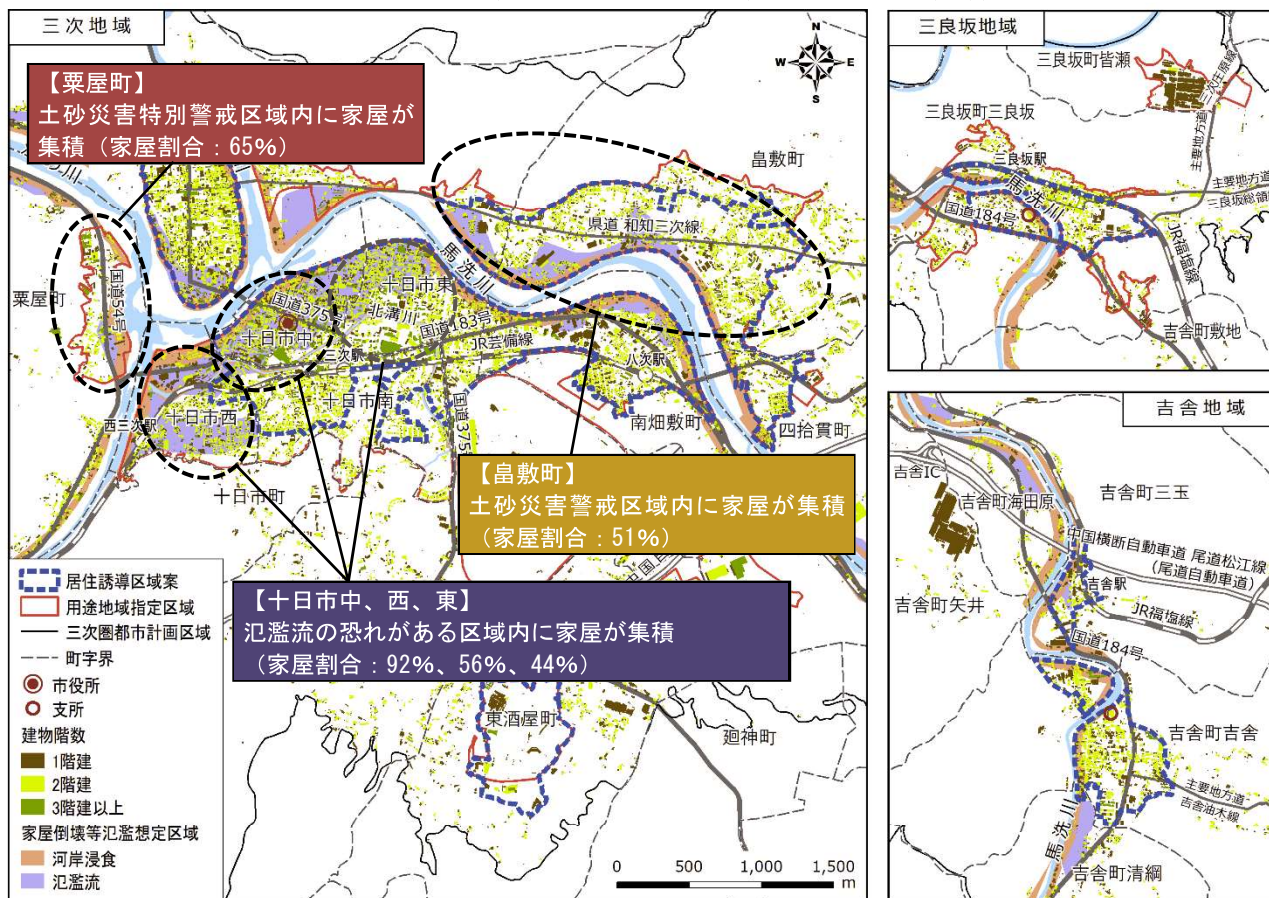
【吉舎町】
家屋割合：34%

吉舎地域
吉舎IC
吉舎町海田原
吉舎町矢井
吉舎町吉舎
吉舎町清綱
吉舎油木橋
主要地方道
尾道松江線（尾道自動車道）
JR福豊線
吉舎駅
国道184号
中国横断自動車道

③家屋倒壊の危険度

【建物、家屋の分布】×【土砂災害（特別）警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（L2）】

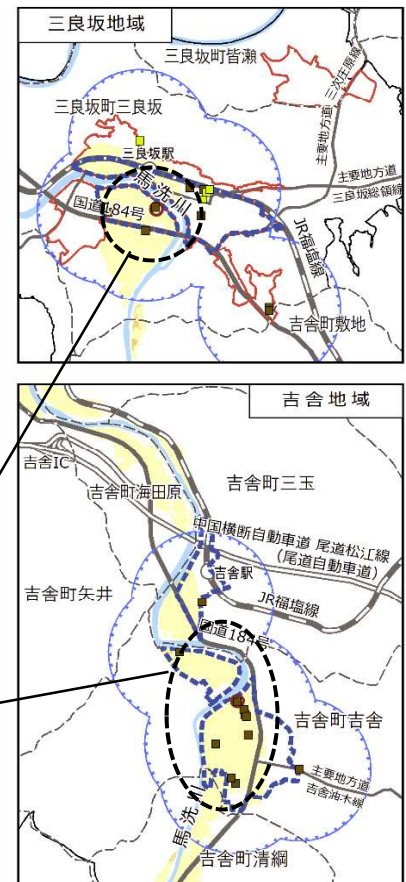
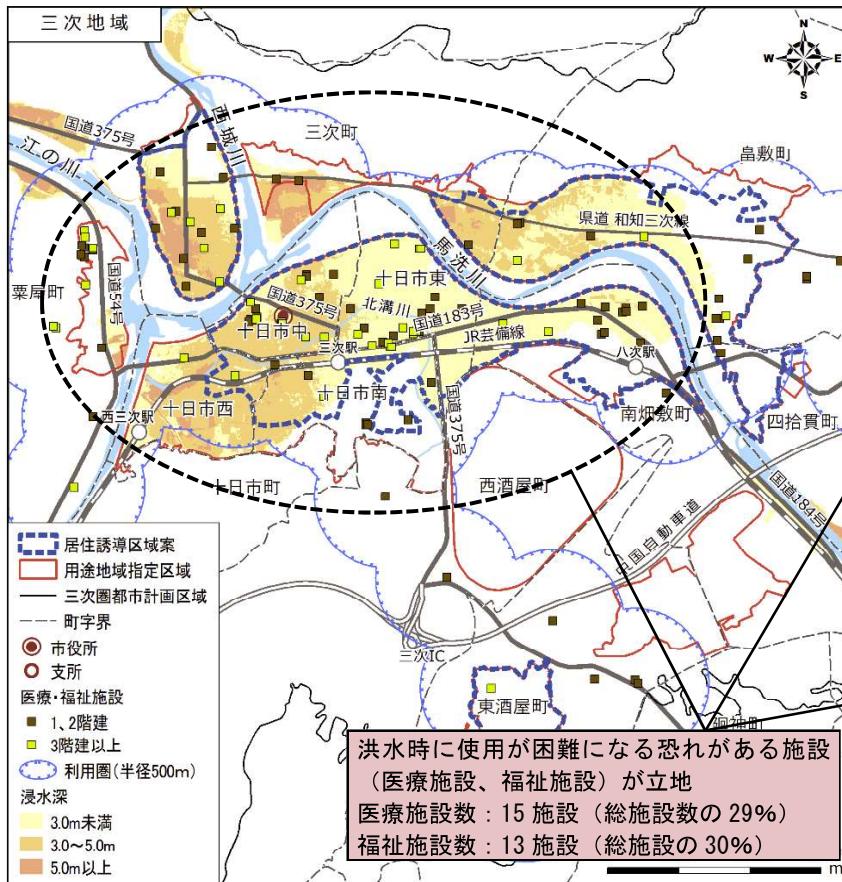
■建物階数×家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）（想定最大規模（L2））



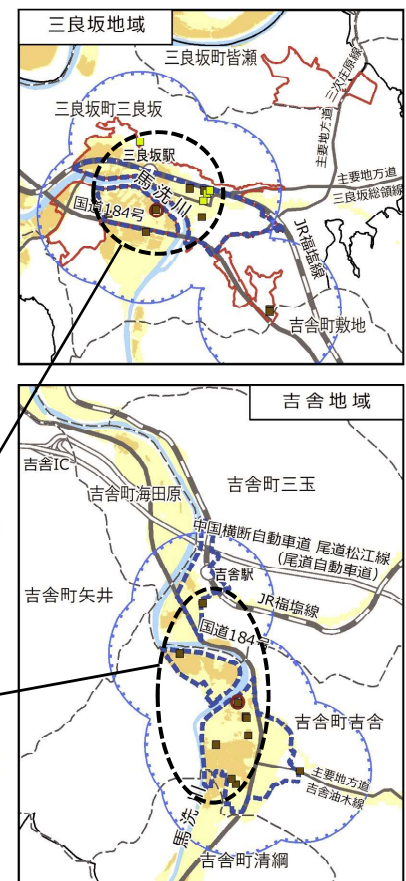
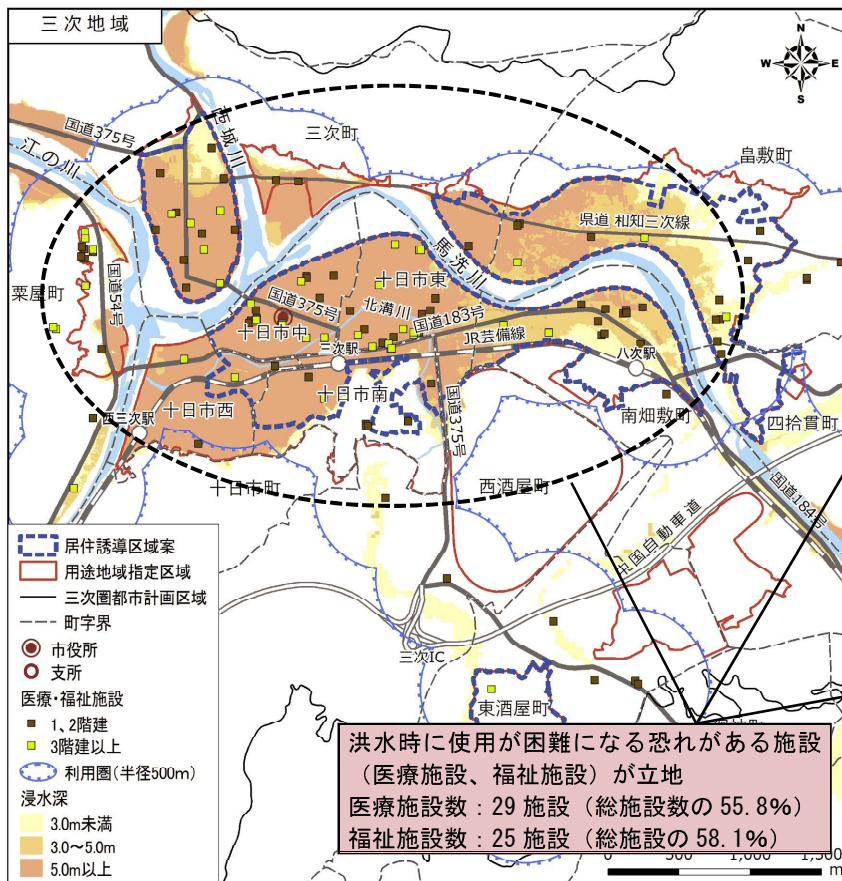
④都市機能への被害の想定

【医療・福祉施設の分布】×【洪水浸水想定区域（計画規模（L1）、想定最大規模（L2））】

■医療・福祉施設の階数分布×洪水浸水想定区域（計画規模（L1））

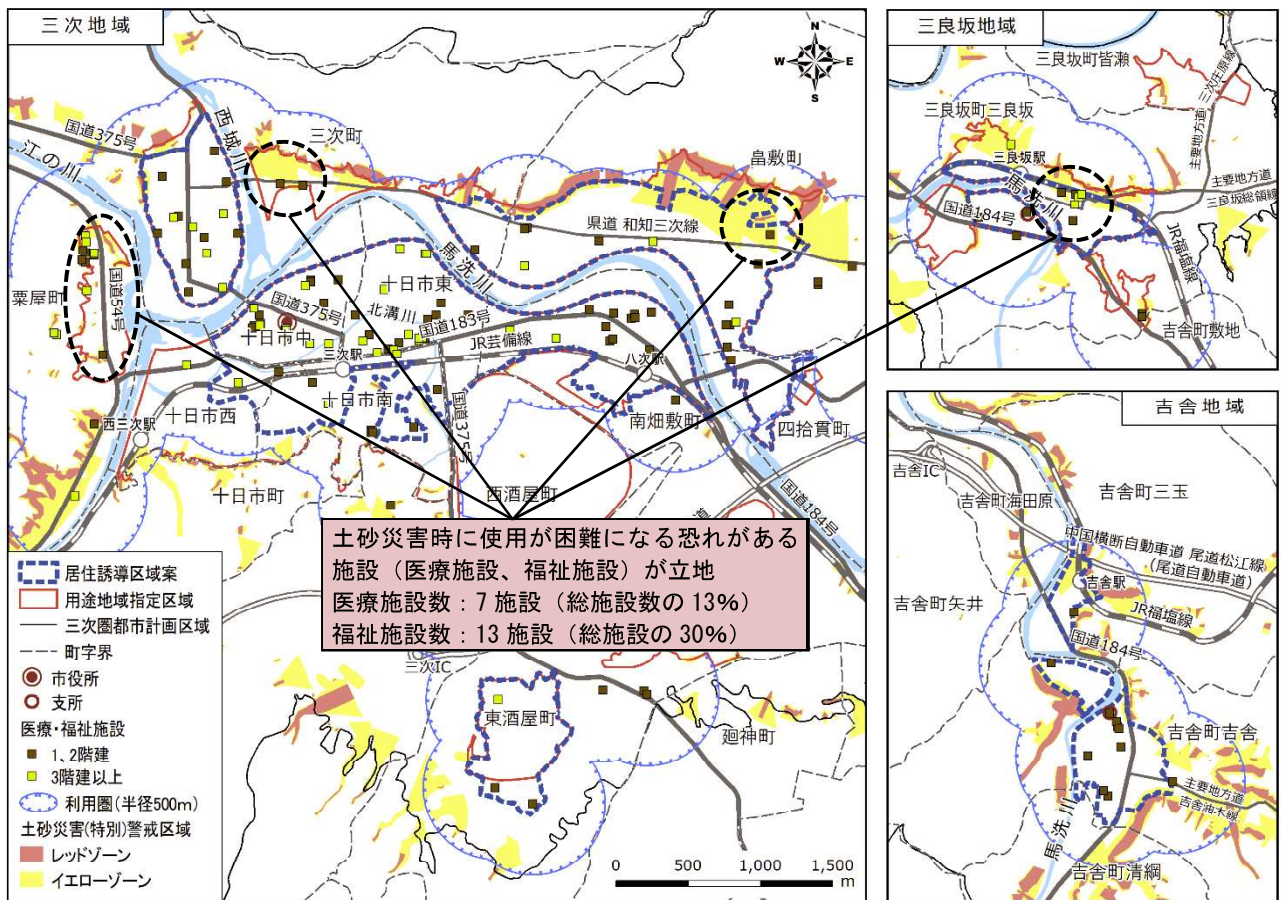


■医療・福祉施設の階数分布×洪水浸水想定区域（最大規模（L2））



【医療・福祉施設の分布】×【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】

■医療・福祉施設の階数分布×土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域



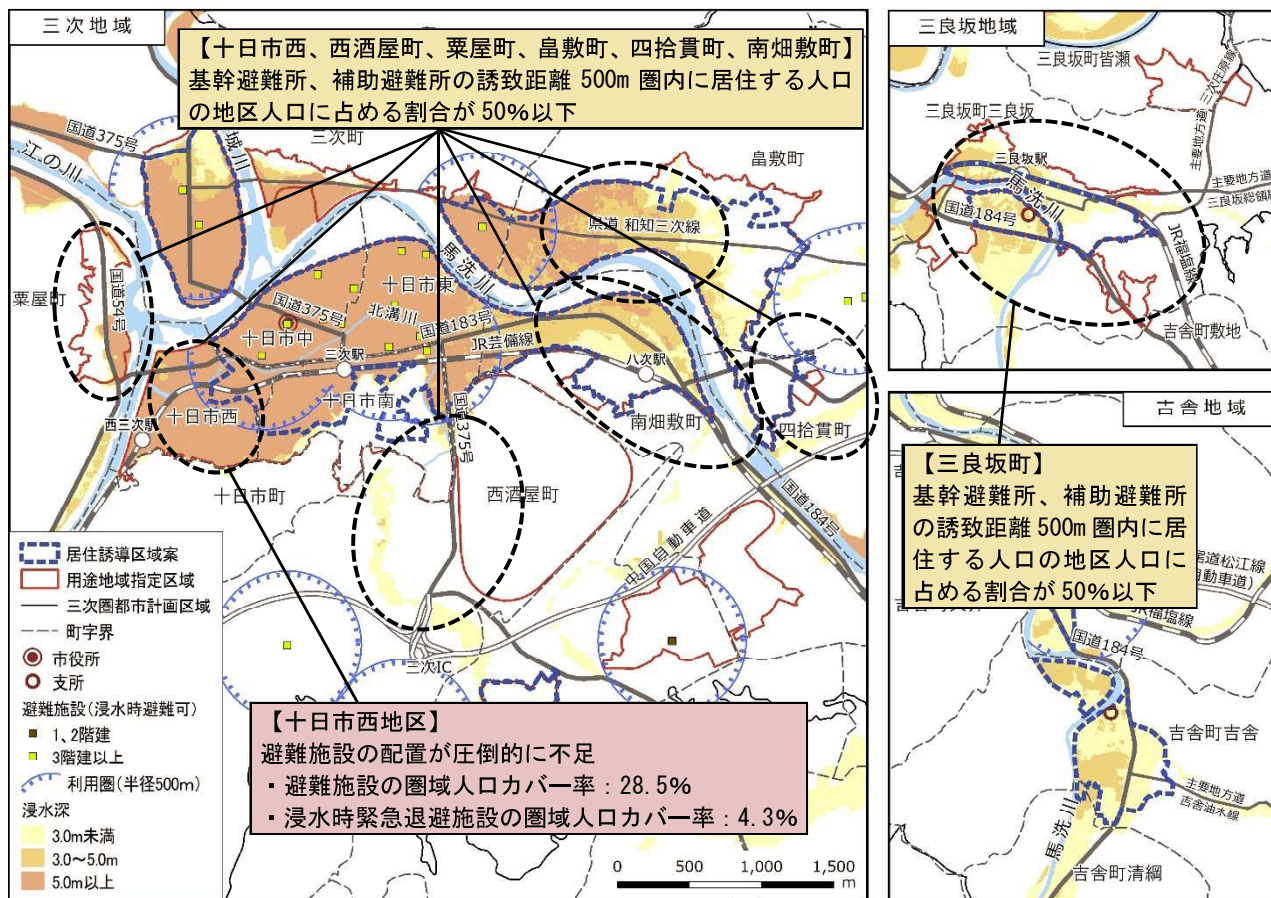
医療施設、福祉施設の土砂災害警戒区域への分布状況

	医療施設			福祉施設		
	施設数 合計	土砂災害警戒区域		施設数 合計	土砂災害警戒区域	
		特別警戒 区域	警戒区域		特別警戒 区域	警戒区域
1階	4	0	0	9	2	1
2階	19	1	2	22	2	5
3階	16	1	2	5	0	2
4階以上	13	1	0	7	1	0
施設合計	52	3	4	43	5	8

⑤ 円滑な避難の阻害

【避難施設の分布】×【人口の分布×洪水浸水想定区域（想定最大規模（L2））】

■洪水時避難可能避難施設の分布×洪水浸水想定区域（想定最大規模（L2））



避難施設の圏域人口カバー率

カバー率50%以下

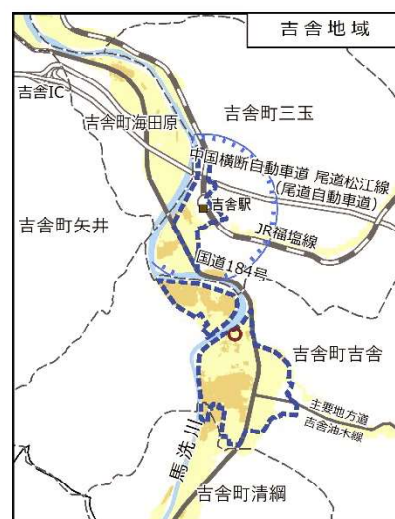
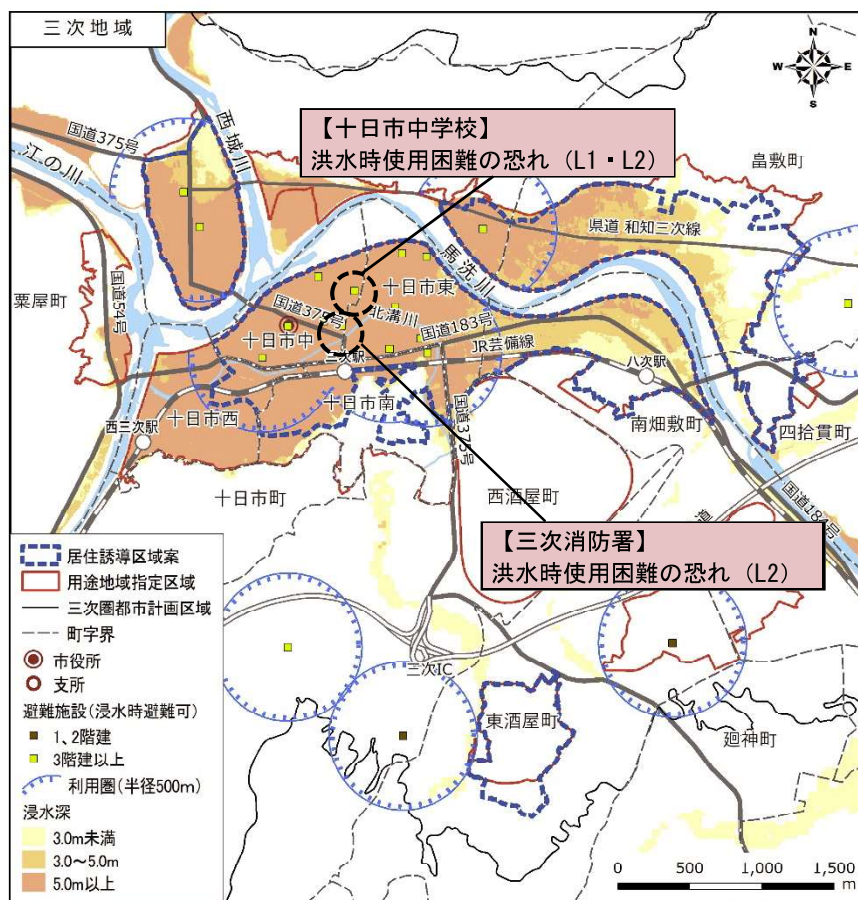
	用途地域内人口 (R2)	基幹避難所、補助避難所等 避難施設カバー率		浸水時緊急退避施設のカバー率			
		避難施設 500m圏域 人口	圏域人口率 (カバー率)	L2時浸水深 5.0m以上 人口	L2時浸水深 5.0m以上 人口率	緊急退避施設300m 圏域人口	退避施設圏 域人口率 (カバー率)
十日市東	2,933	2,933	100.0%	2,933	100.0%	2,456	83.7%
十日市南	3,134	1,874	59.8%	1,797	57.3%	688	38.3%
十日市西	2,077	592	28.5%	2,048	98.6%	88	4.3%
十日市中	1,870	1,870	100.0%	1,870	100.0%	1,757	94.0%
西酒屋町	32	6	17.4%	0	—	0	—
東酒屋町	216	124	57.4%	0	—	0	—
粟屋町	670	0	0.0%	23	—	0	—
三次町	3,289	2,556	77.7%	2,465	75.0%	2,063	83.7%
畠敷町	4,055	523	12.9%	1,021	25.2%	113	11.1%
四拾貫町	445	0	0.0%	0	—	—	—
南畑敷町	2,223	153	6.9%	778	35.0%	0	—
三良坂町	939	0	0.0%	6	0.6%	0	0.0%
吉舎町	777	742	95.5%	0	—	—	—
合計	22,661	11,373	50.2%	12,942	57.1%	7,165	55.4%

※L2時浸水深5.0m以上区域内人口が、地区人口の10%未満の場合は評価対象外とした(「-」)

※用途地域内人口欄の吉舎町は居住誘導区域人口を示す

【避難施設の分布】×【洪水浸水想定区域（計画規模（L1）、想定最大規模（L2））】

■洪水時避難可能避難施設の分布×最大規模 L2 浸水想定



洪水時避難可能避難施設

名称	区分	種別	指定避難所 （洪水時可）	緊急退避	退避場所
八次コミュニティセンター	指定避難所	集会施設	○		
三次市民ホール きりり	指定避難所	文化施設	△	○	
三次小学校	指定避難所	小学校	△	○	
十日市小学校	指定避難所	小学校	△	○	
三次中学校	指定避難所	中学校	△	○	
十日市中学校	指定避難所	中学校	△	○	
三次市福祉保健センター	指定避難所	その他の保健・福祉施設	△	○	
三次市役所	指定避難所	市役所・支所	△	○	
酒屋体育館	指定避難所	体育館	○		
中四字コミュニティセンター	指定避難所	集会施設	○		
三次プラザパーキング	協定締結施設	集客施設		○	4階、5階屋上
サングリーン	協定締結施設	集客施設		○	屋上駐車場
ケアホームディア・レスト三次	協定締結施設	高齢者福祉施設		○	屋上
三次農協会館 本館	協定締結施設	業務施設		○	屋上
三次地区医療センター	協定締結施設	医療機関		○	6階屋上、5階リハビリ室（雨天時）
ビクトリー・三次グランドホテル立体駐車場	協定締結施設	立体駐車場		○	3階以上
備北地区消防組合消防本部、三次消防署	協定締結施設	消防署		○	屋上
サービス付き高齢者向け住宅第2迦葉	協定締結施設	高齢者福祉施設		○	5階

※緊急待避：浸水時に緊急退避施設として利用する施設

(3) 災害リスクの整理と課題

①洪水における災害リスク

洪水については、三次地域の三川合流部に位置する特性から、市街地の大部分が洪水浸水想定区域内となり、浸水深も非常に高い場所が多く存在します。また、三良坂地域、吉舎地域においても河川に近い場所に市街地が形成されていることから、市街地の一部が洪水浸水想定区域に含まれています。

○垂直非難が困難かつ浸水時間の長期化、氾濫流による家屋倒壊など甚大な被害が発生する恐れ

- ・十日市西と十日市中及び三次町では、広範囲に渡って浸水深 3.0m以上となるため、人口、家屋関連の全ての項目で垂直非難が困難であり、かつ浸水時間の長期化、氾濫流による家屋倒壊など甚大な被害が発生する恐れがあります。

○想定最大規模の場合に垂直避難が困難な恐れ

- ・十日市東と十日市南、畠敷町、南畑敷町においては、計画規模の想定の場合には被害は限定的になる可能性があります。想定最大規模の場合は、十日市東、十日市西、十日市中、三次町、南畑敷町において、垂直避難が困難な状況の発生が想定されます。

○避難に当たっては避難距離が長くなる恐れ

- ・十日市西、南畑敷町、三良坂町では浸水時緊急退避施設の指定がなく、避難に当たっては避難距離が長くなる恐れがあります。

浸水想定による人口及び家屋への被害の想定

■高い(50%以上) □やや高い(30%以上)

		十日市東	十日市南	十日市西	十日市中	東西酒屋町	栗屋町	三次町	畠敷町	四拾貫町	南畑敷町	三良坂町	吉舎町
計画規模	垂直避難困難な(浸水深3.0m以上)人口が占める割合が高い		□	■	■			■	□				
	垂直避難困難な(浸水深3m以上)家屋の割合が高い	□	□	■	■			■	□				
想定最大規模	垂直避難困難な(浸水深3.0m以上)人口が占める割合が高い	■	■	■	■			■	□		■	□	□
	垂直避難困難な(浸水深3m以上)家屋の割合が高い	■	■	■	■			■	□		■	□	□
	浸水継続時間が24時間以上の家屋が占める割合が高い	□	■	■	■			■	□				
	氾濫流の恐れがある区域内の家屋が占める割合が高い	□		■	■								

※各項目とも用途地域内の全人口(全家屋)に対する対象人口(家屋)が占める割合を算出

②土砂災害による災害リスク

土砂災害については、三次盆地の平野部の外周を取り巻くように形成された傾斜地に土砂災害（特別）警戒区域が带状に指定されていることから、傾斜地近傍に立地する家屋が土砂災害（特別）警戒区域の対象となっています。

○都市機能（医療施設、福祉施設）の使用が困難になる恐れ

- ・町別の評価では、多くの福祉施設、医療施設がまとまって立地し、江の川の左岸の国道に沿った地区である栗屋町において、特別警戒区域、警戒区域内の家屋が高い割合となっています。
- ・市街地東北に位置する畠敷町でも警戒区域内に高い割合で家屋が分布しています。

土砂災害(特別)警戒区域内への家屋の分布 区域内家屋の割合が ■高い(50%以上) □やや高い(30%以上)

	十日市東	十日市南	十日市西	十日市中	東西酒屋町	栗屋町	三次町	畠敷町	四拾貫町	南畑敷町	三良坂町	吉舎町
特別警戒区域内家屋の割合が高い						■						
警戒区域内家屋の割合が高い		□				■		■			□	

※用途地域内の家屋に対する対象区域内家屋が占める割合を算出

③避難にかかる災害リスク

避難については、指定避難所（基幹避難所、補助避難所）が誘致圏内の居住人口に対してカバーしているかどうか、また、大きい浸水深が想定されている区域の居住人口に対して浸水時緊急退避施設が誘致圏内の居住人口に対してカバーしているかどうかについて評価を行いました。

○災害時の円滑な避難に支障が生じる恐れ（避難施設の不足）

- ・指定避難所は、公共施設等が多く立地している中心市街地に指定される傾向にあるため、市街地周辺でのカバー率が低くなっています。
- ・浸水時緊急退避施設のカバー率は、十日市南、十日市西及び三良坂町の3地区がカバー率が低くなっています。

避難施設の分布と人口の状況

カバー人口の割合が ■低い(50%以下)

	十日市東	十日市南	十日市西	十日市中	東西酒屋町	栗屋町	三次町	畠敷町	四拾貫町	南畑敷町	三良坂町	吉舎町
避難所500m圏内の人口割合が低い			■		■	■		■	■	■	■	
浸水深3.0m以上で浸水時緊急退避施設300m圏外の人口割合が低い		■	■								■	

※避難所は、全ての基幹避難所、補助避難所の誘致圏(500m)内の人口カバー率

※浸水時緊急退避施設は、想定浸水深(L2時)が5.0m以上となる区域内人口に対する当該指定施設(協定施設を含む)の誘致圏300m内のカバー率

④災害リスクからみた地区別の課題

○十日市西地区の災害リスク

- ・十日市西は、浸水関連指標全てで災害を受けやすく、避難施設などの防災施設の立地も少ないため、居住者や家屋にとって災害に対して脆弱な地区となっており、洪水に対する総合的な防災対策を講ずる必要があります。

○十日市東、南、中地区及び三次町における災害リスク

- ・本市の中心的な市街地を形成する十日市東、南、中地区及び三次町は、市内でも特に大きな浸水深が想定され、これに対する避難施設も一定の水準にありますが、不特定多数の来街者が想定されることや都市機能への影響、道路網など都市基盤への影響など多方面にわたる災害リスクが想定されることから、防災に対して市民、事業者、行政が協力して取組んでいく必要があります。

○畠敷町における災害リスク

- ・畠敷町は、洪水による浸水、土砂災害の危険性、内水被害の発生など様々な災害のリスクが大きい地区となっており、多面的な防災対策を講ずる必要があります。

○その他の地区における災害リスク

- ・粟屋町は、土砂災害のリスクが大きい
- ・南畑敷町は、隣接する中心市街地と同様の浸水被害リスクが想定される
- ・東酒屋町、西酒屋町、四拾貫町は、浸水、土砂災害ともに災害のリスクは小さい
- ・三良坂町は、想定最大規模において、大きい浸水深が想定されているが避難施設の指定が少ない
- ・吉舎町は、計画規模、想定最大規模ともに想定浸水深が大きいエリアは限られている

4 防災指針の検討

(1) 取組の方針

①三次市における市街地の防災・減災に対する基本的考え方

本市の中心的な市街地が形成されている三次盆地は、江の川本川、支川馬洗川、西城川のほぼ同規模の3川が合流する形態を成しているため、これまで洪水により甚大な被害が発生してきました。このため、今後の浸水の想定においても浸水深が大きい区域が市街地の広範囲に発生する恐れが想定されています。

一方で三次盆地は、三川合流地点として古くから江の川の水運の拠点として栄え、山陰と山陽を結ぶ中国山地の文化・経済・交通の要衝の地として機能してきた歴史があり、また現在及び将来に向けても備北地域の拠点都市として機能していくことが求められています。

これを踏まえて、想定される災害に対しては、発生をできるだけ防ぐ・減らすための対策、災害による被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を組み合わせ、安全なまちづくりをめざしていくこととします。

■対策の枠組み

対策の区分	取組の内容	三次市関連の取組
■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 「ハザードの低減」	「雨水を貯める」、「洪水を流す」及び「氾濫水を減らす」対策を実施し、洪水を安全に流し、氾濫を発生しにくくするための取組	・内水氾濫対策（商用電源仮設ポンプ、排水機場長寿命化、河川改修（馬洗川の内水被害を軽減させる事業）など） ・流域の雨水貯留機能の向上（貯水（貯留）施設や設備の整備）
■被害対象を減少させるための対策 「リスクの回避」	「災害リスクがより低い区域への誘導・住まい方の工夫」、「浸水範囲の限定」に係る対策を実施し、浸水の拡大を防ぎ、被害を最小化するための取組	・土地利用、住まい方の工夫（土地利用条例の整備）
■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 「リスクの低減」	「避難」や「経済被害軽減」の対策を実施し、避難に係る情報の充実、経済被害の最小化、被災しても早期に復旧・復興するための取組	・各種ハザードマップの整備（多段階浸水想定など）

資料：江の川水系流域治水プロジェクト（R5.3）より引用

②取組の方向

居住誘導区域においては、江の川等による災害発生を的確に受けとめつつ、安心して居住していくための方策を防災指針に示し、市街地内の建築物の避難施設や福祉施設の避難場所を明確に位置付けるなど、計画的に対策に取り組めます。

また、用途地域内のうち居住誘導区域外とした一般居住区域に対しても、その土地利用特性や災害の特性を踏まえ、災害リスクを低減させ、安心して居住していくための対策に取り組むこととします。

避難場所の計画について、民間施設との避難ビル協定の締結を進め、浸水時緊急退避施設の周知とカバー率の向上に取り組めます。

■取組む対策の概要

対策の枠組み	対策の内容
災害ハザードの低減	・災害の発生源である河川、急傾斜地等について、短、中、長期にわたり国、県、市が一体となった対策への取組 ・雨水流出抑制事業、防災調整池の整備、排水機場の整備 など
災害リスクの回避	【共通】 ・公共公益施設の防災機能の向上 ・インフラの防災性能の確保 ・宅地内調整池の設置誘導 など 【居住誘導区域】 ・災害に強い建築物、土地利用等への誘導 など 【一般居住区域】 ・土地、建物の利用転換の促進 ・新たな開発について抑制または一定の条件を付与 など
災害リスクの低減	・災害情報、浸水時緊急退避施設等の避難情報の周知、住民参加による避難シミュレーションの実施 ・避難所、避難路の設定 ・災害時に円滑な防災活動の確保に向けたタイムライン※の普及の促進 ・民間施設を含めた市街地内建築物の避難ビルとしての活用促進 など

資料：江の川水系流域治水プロジェクト、三次市国土強靱化計画

※タイムライン:災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画で、防災行動計画とも言います。

■対策の実施主体と実施時期

対策の枠組み	対 策	具体的な施策例	実施主体	実施時期		
				短期 (5 年後)	中期 (10 年後)	長期 (20 年後)
災害ハザードの低減	河川、急傾斜地等について、国、県、市が一体となって対策に取り組む	洪水対策施設の整備、土砂災害や山地災害の対策施設の整備、土砂災害警戒区域等の指定、治山施設の整備、浸水想定区域図の作成など	国・県・市			
	畠敷町等の内水対策を中心とした対策	雨水流出抑制事業、防災調整池の整備、排水機場の整備 など	国・県・市			
災害リスクの回避	災害に強い建築物、土地利用等への誘導	既存建築物の総合的な安全対策など	市・住民	制度化 	施 行 	
	公共公益施設の防災機能の向上	老朽建築物解体等事業 など	施設管理者	継続的に実施 		
	インフラの防災性能の確保	市道改良事業、県道改良事業、法面对策事業、市街地の防災機能確保事業、緊急輸送網の確保 など	施設管理者	継続的に実施 		
	宅地内調整池の設置誘導	内水対策事業 など	市・住民	制度化 	施 行 	
	土地、建物の利用転換の促進	建築物等の老朽化対策 など	市・住民	制度化 	施 行 	
	新たな開発について抑制または一定の条件を付与	土地利用条例の整備 など	市・住民	制度化 	施 行 	
災害リスクの低減	災害情報、浸水時緊急退避施設等の避難情報の周知、住民参加による避難シミュレーションの実施	事業者等との協定、自主防災活動の推進、平時からの連携体制構築、避難行動要支援者に対する支援 など	市・住民	継続的に実施 		
	避難所、避難路の設定	指定避難所の機能充実・強化、自主防災組織による避難誘導 など	市・住民	(短期) 		
	民間施設を含めた市街地内建築物の避難ビルとしての活用促進	民間施設との避難ビル協定の締結 など	市・住民	(短期) 		
	災害時に円滑な防災活動の確保に向けたタイムラインの普及の促進	江の川上流水害タイムラインに基づく体制等の整備 など	国・県・市			
	住民に対する避難情報等の伝達、災害情報伝達手段の多様化 など	市・住民	作成→検証→見直しの繰返し			

※具体的な施策例は、江の川水系流域治水プロジェクト、三次市国土強靱化計画等より抜粋

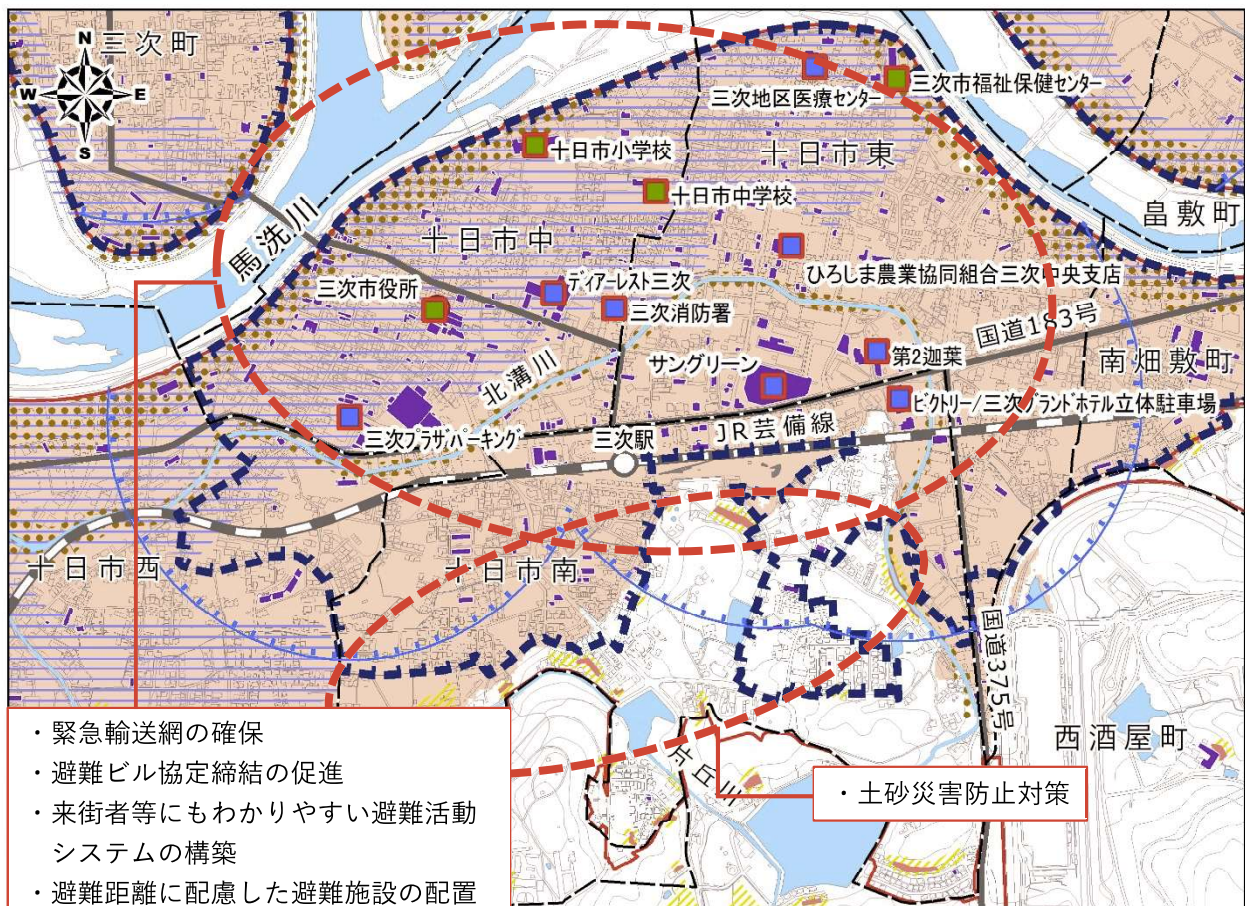
(2) 地区別の防災対策

①十日市中・東・南地区

■地区全体の防災対策

災害ハザードの低減の取組	災害リスクの回避の取組	災害リスクの低減の取組
● 江の川、馬洗川の総合的な防災対策 ● 中小河川（北溝川等）の整備 ● 調整池や宅地内雨水流出抑制設備の整備	● 建築物の中層化促進 ● 浸水に耐える建物構造の誘導 ● 公共公益施設の防災機能の向上や老朽化対策	● 避難距離に配慮した避難施設の配置 ● 避難路の設定と避難路の安全性の確保 ● 防災訓練や避難シミュレーションの実施 ● 自治会など地区防災組織の育成、消防団機能の強化 ● ハザードマップ、広報等災害情報の周知 ● マイ・タイムラインの作成と活用

■エリア別の防災対策



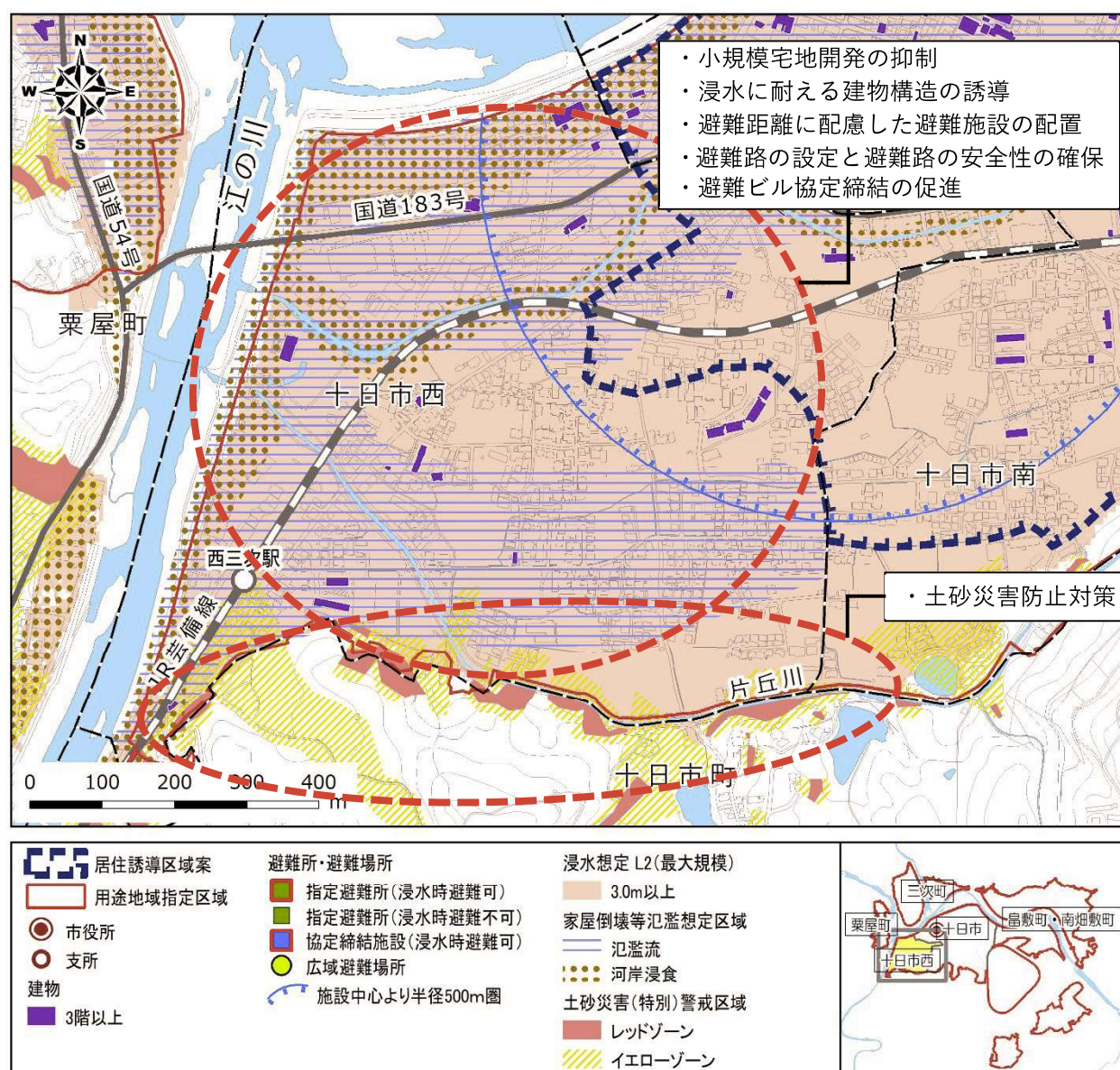
出典：洪水ポータルひろしま、土砂災害ポータルひろしま[広島県防災Web]
 三次市防災ハザードマップ 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧、浸水時緊急避難施設、都市計画基礎調査 建物利用現況(R4)[三次市]

②十日市西地区

■地区全体の防災対策

災害ハザードの低減の取組	災害リスクの回避の取組	災害リスクの低減の取組
● 江の川の総合的な防災対策 ● 中小河川（北溝川、片丘川等）の整備 ● 調整池や宅地内雨水流出抑制設備の整備 ● 市街地内雨水排水路の整備	● 土地利用条例導入の検討 ● 中層耐火造建築物の誘導 ● 土地利用制度の導入 ● 道路、下水道など都市基盤整備の促進	● 防災訓練や避難シミュレーションの実施 ● 自治会など地区防災組織の育成、消防団機能の強化 ● ハザードマップ、広報等災害情報の周知 ● マイ・タイムラインの作成と活用

■エリア別の防災対策



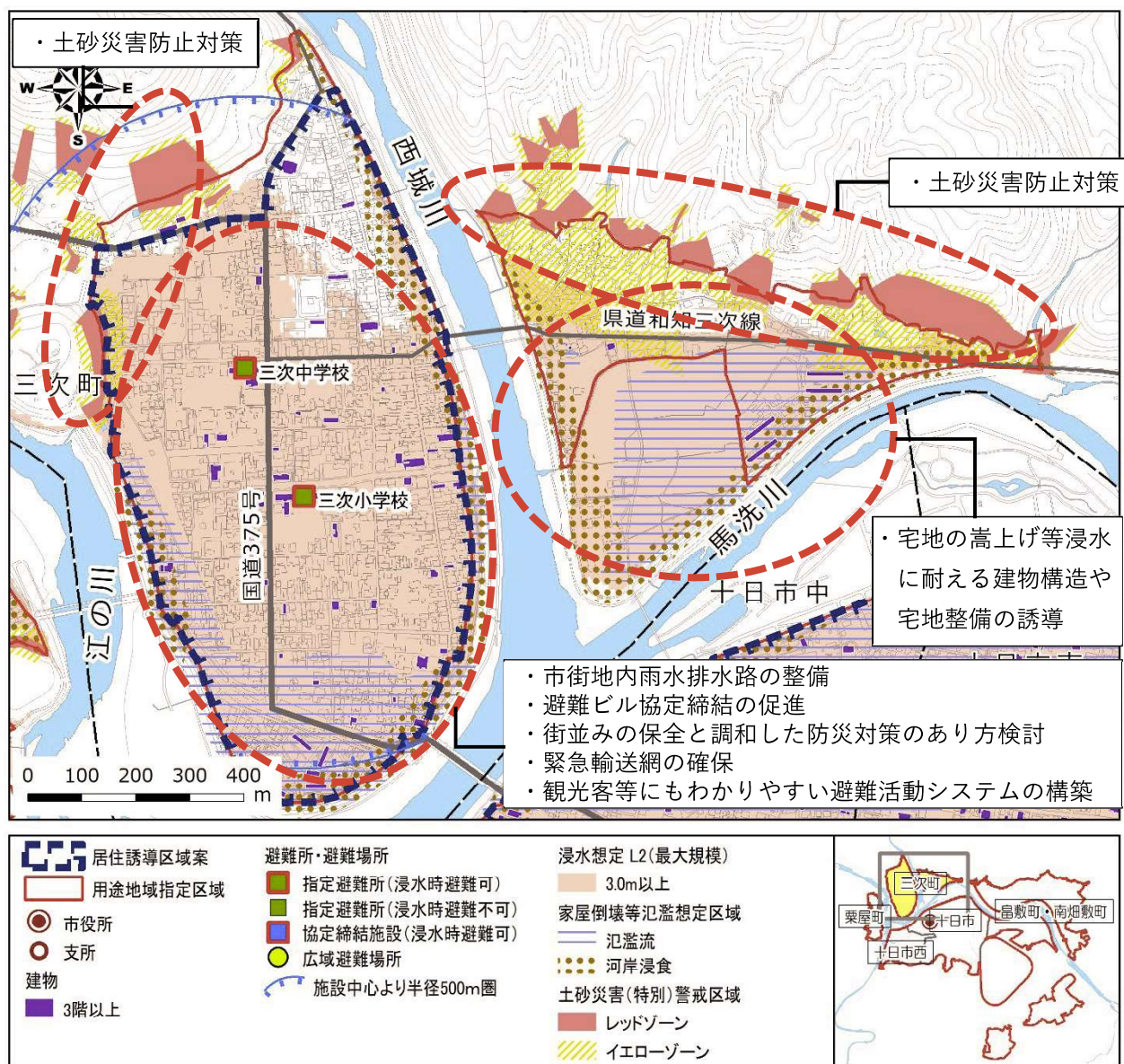
出典：洪水ポータルひろしま、土砂災害ポータルひろしま[広島県防災Web]
三次市防災ハザードマップ 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧、浸水時緊急退避施設、都市計画基礎調査 建物利用現況(R4)[三次市]

③三次町地区

■地区全体の防災対策

災害ハザードの低減の取組	災害リスクの回避の取組	災害リスクの低減の取組
● 江の川、馬洗川、西城川の総合的な防災対策 ● 調整池や宅地内雨水流出抑制設備の整備	● 建築物の中層化促進 ● 浸水に耐える建物構造の誘導 ● 公共公益施設の防災機能の向上や老朽化対策	● 避難距離に配慮した避難施設の配置 ● 避難路の設定と避難路の安全性の確保 ● 防災訓練や避難シミュレーションの実施 ● 自治会など地区防災組織の育成、消防団機能の強化 ● ハザードマップ、広報等災害情報の周知 ● マイ・タイムラインの作成と活用

■エリア別の防災対策



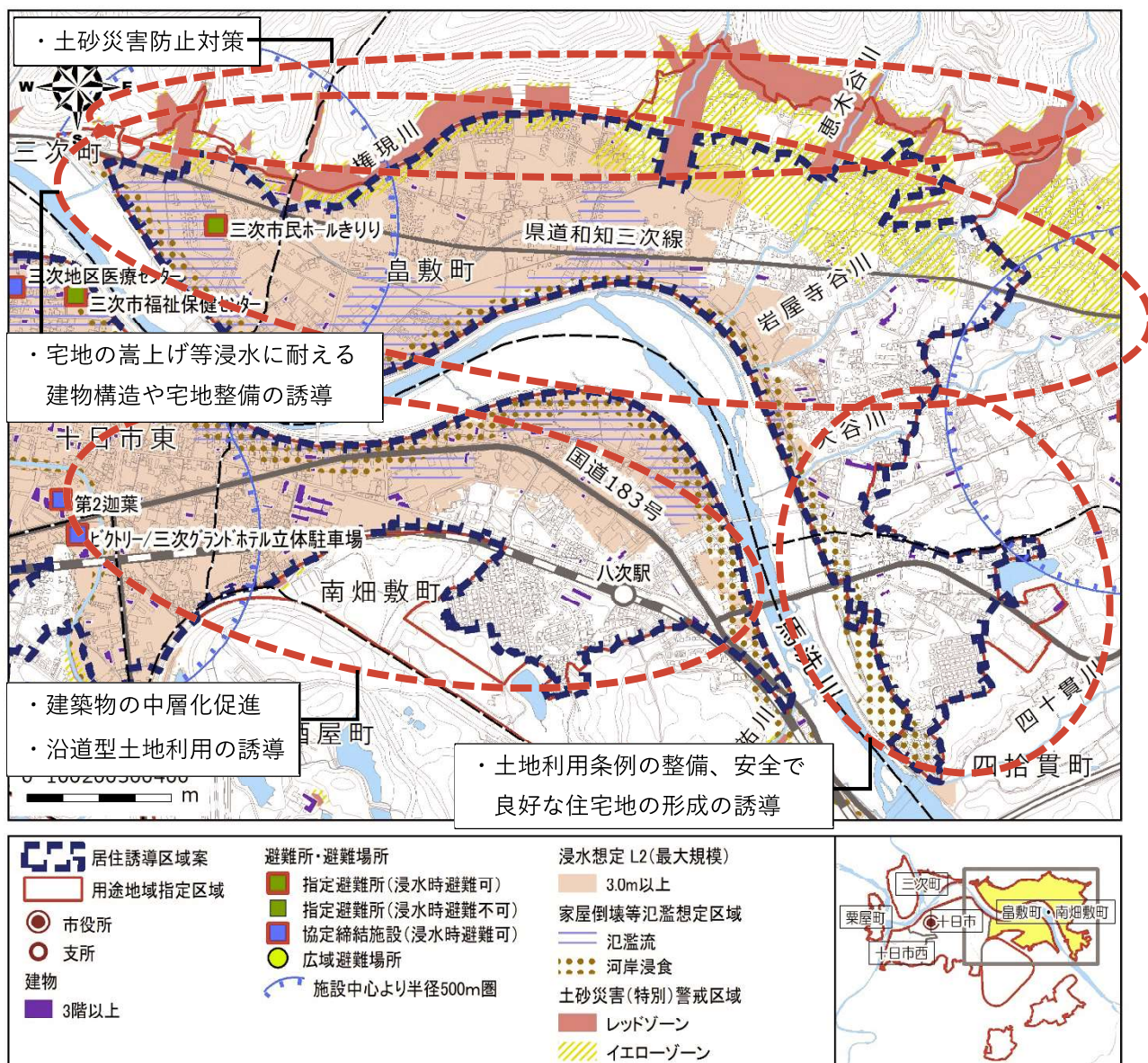
出典：洪水ポータルひろしま、土砂災害ポータルひろしま[広島県防災Web]
三次市防災ハザードマップ 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧、浸水時緊急退避施設、都市計画基礎調査 建物利用現況(R4)[三次市]

④ 畠敷町・南畑敷町・四拾貫町地区

■地区全体の防災対策

災害ハザードの低減の取組	災害リスクの回避の取組	災害リスクの低減の取組
● 馬洗川の総合的な防災対策 ● 中小河川(権現川、大谷川、四拾貫川等)の整備 ● 調整池や宅地内雨水流出抑制設備の整備 ● 雨水排水路の整備	● 公共公益施設の防災機能の向上や老朽化対策	● 避難距離に配慮した避難施設の配置 ● 避難路の設定と避難路の安全性の確保 ● 防災訓練や避難シミュレーションの実施 ● 地区防災組織の活性化 ● ハザードマップ、広報等災害情報の周知 ● マイ・タイムラインの作成と活用

■エリア別の防災対策



出典：洪水ポータルひろしま、土砂災害ポータルひろしま[広島県防災Web]

三次市防災ハザードマップ 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧、浸水時緊急退避施設、都市計画基礎調査 建物利用現況(R4)[三次市]

(参考) 畠敷・願万地地区における内水対策(江の川水系流域治水プロジェクトより抜粋)

①江の川水系流域治水プロジェクト ロードマップ

【短期】

(上流) 築堤などの河川整備に加え、畠敷・願万地地区における内水被害の軽減を図るため、雨水貯留施設等の整備を実施。合わせて、激甚化、頻発化する自然災害に対応するための安全なまちづくり(土地利用規制等)や、逃げ遅れゼロをめざした多機関連携タイムラインの活用等を実施。

【中長期】

江の川沿川の浸水被害を防止または軽減するため、引き続き築堤や宅地嵩上げ、河道掘削等を実施し、流域全体の安全度向上を図る。合わせて、まちづくりと一体となった河川整備の実施、マイ・タイムラインの普及を促進。

②流域の雨水貯留機能の向上：貯水(貯留)施設や設備の整備【三次市】

・三次市では、平成30年7月豪雨による畠敷・願万地地区の甚大な内水被害を受け、再度災害の軽減をめざした内水対策の一つとして、雨水貯留施設の整備を推進。

・事業概要

○事業箇所：三次市三次町願万地

○貯留容量：2～3万 m^3

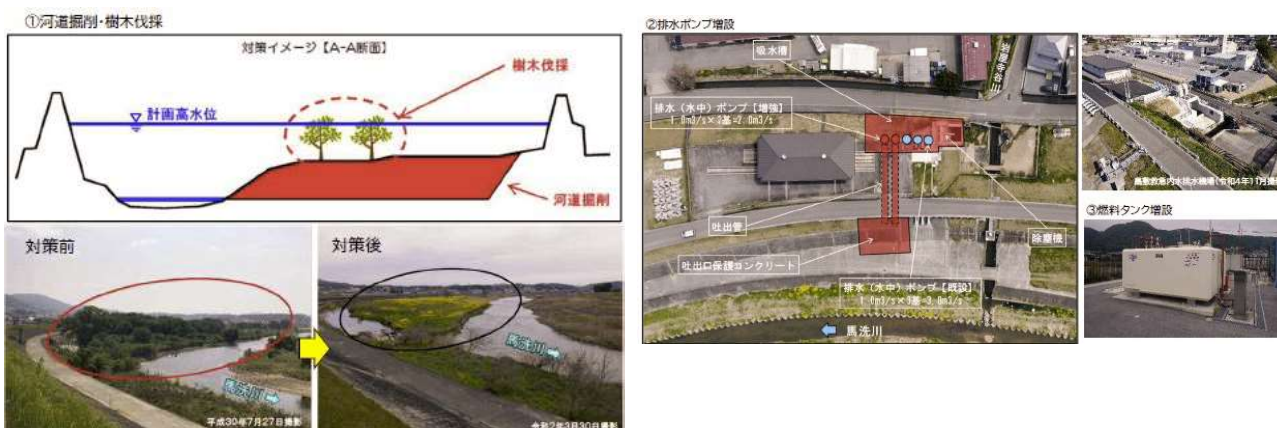
(※2箇所合計)

○完成時期：令和6年度予定



③内水氾濫対策：河川改修(馬洗川の内水被害を軽減させる事業)【三次河川国道事務所】

・平成30年7月豪雨規模の浸水被害解消をめざし、国交省・広島県・三次市の三者が連携して、既設排水ポンプ場の排水能力の増強や支川の改修、更には、流出抑制対策などのハード対策、地域住民と連携したソフト対策の実施など、段階的かつ重層的な内水対策を行う。



④土地利用・住まい方の工夫：土地利用条例の整備【三次市】

- ・三次市では、区域内における建築行為及び開発行為に対し、居室の床面の高さを一定以上とすることや雨水流出抑制施設を設置すること等を求める条例を整備。〈令和3年4月1日制定、10月1日施行〉

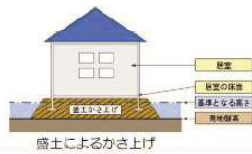
住宅の浸水対策等

□ 建築行為に関する浸水対策

- ・床上浸水を防止するため、建築行為届出区域で行う住宅に関する建築行為について、居室の床面の高さを制限します。

- ・基準となる高さは、エリアごとに設定します。【施行規則】

■ 居室の床面の高さ制限のイメージ



□ 開発行為に関する浸水対策

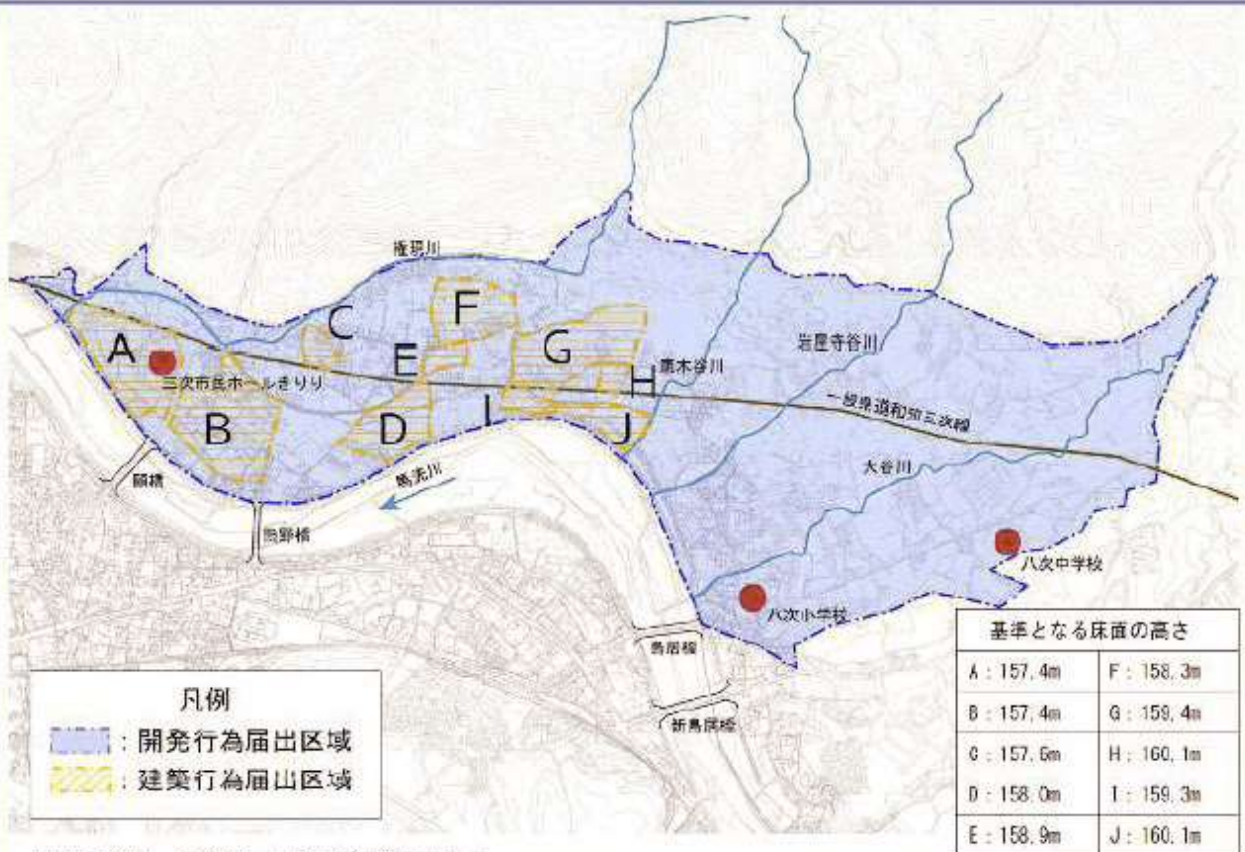
- ・下流域への雨水流出を抑えるため、開発行為届出区域で行う開発行為について、雨水流出抑制施設の設置を義務化します。

- ・面積 1,000 平方メートル以上の盛土等による開発行為が対象です。

■ 雨水流出抑制施設のイメージ



対象区域



※設定値は、今後修正する場合があります。

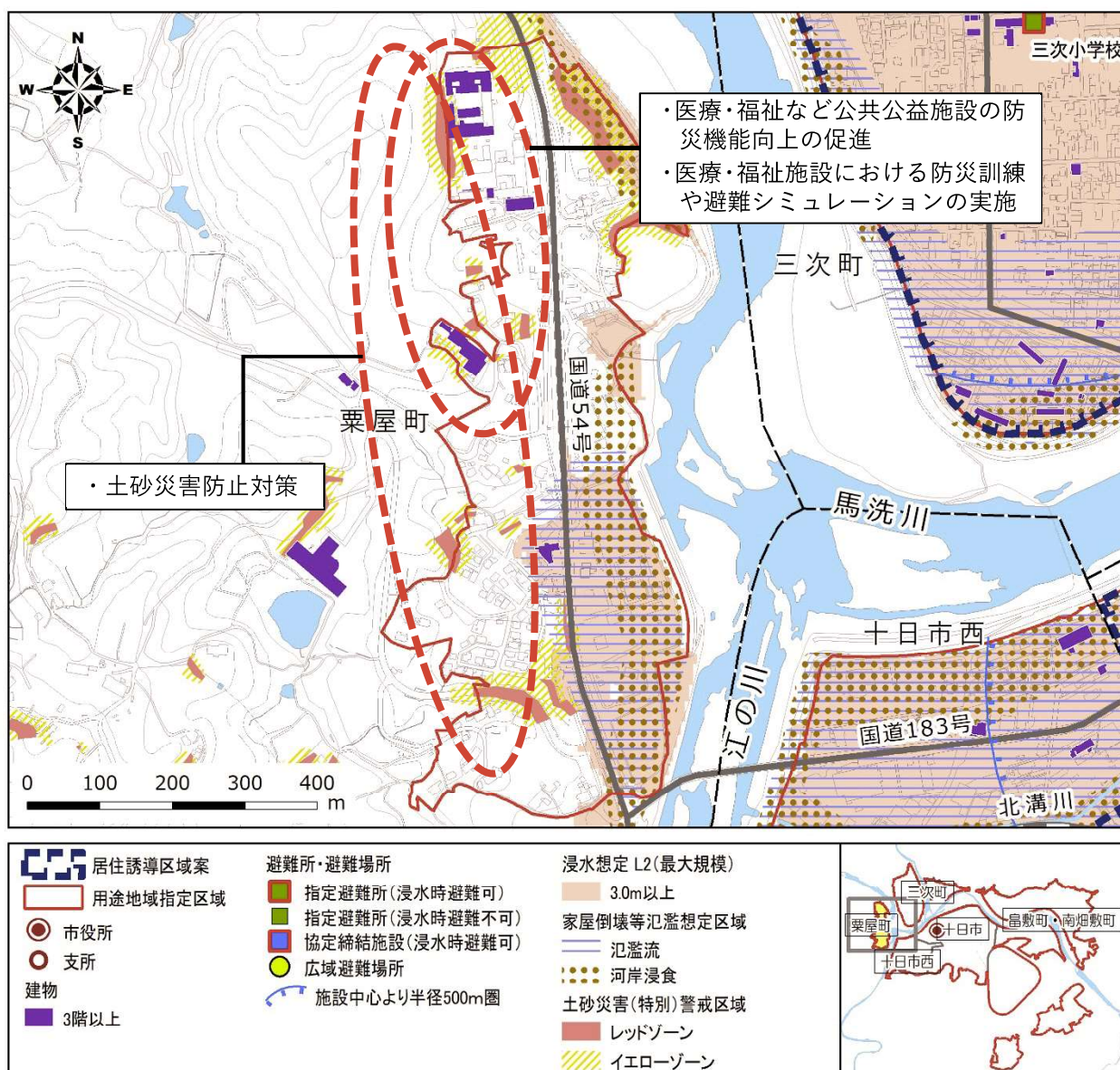
※地形図は、三次河川国道事務所資料及び国土院基盤地図情報を基に作成

⑤栗屋町地区

■地区全体の防災対策

災害ハザードの低減の取組	災害リスクの回避の取組	災害リスクの低減の取組
● 江の川の総合的な防災対策 ● 調整池や宅地内雨水流出抑制設備の整備	● 公共公益施設の防災機能の向上や老朽化対策	● 避難距離に配慮した避難施設の配置 ● 避難路の設定と避難路の安全性の確保 ● 自治会など地区防災組織の育成、消防団機能の強化 ● ハザードマップ、広報等災害情報の周知 ● マイ・タイムラインの作成と活用

■エリア別の防災対策



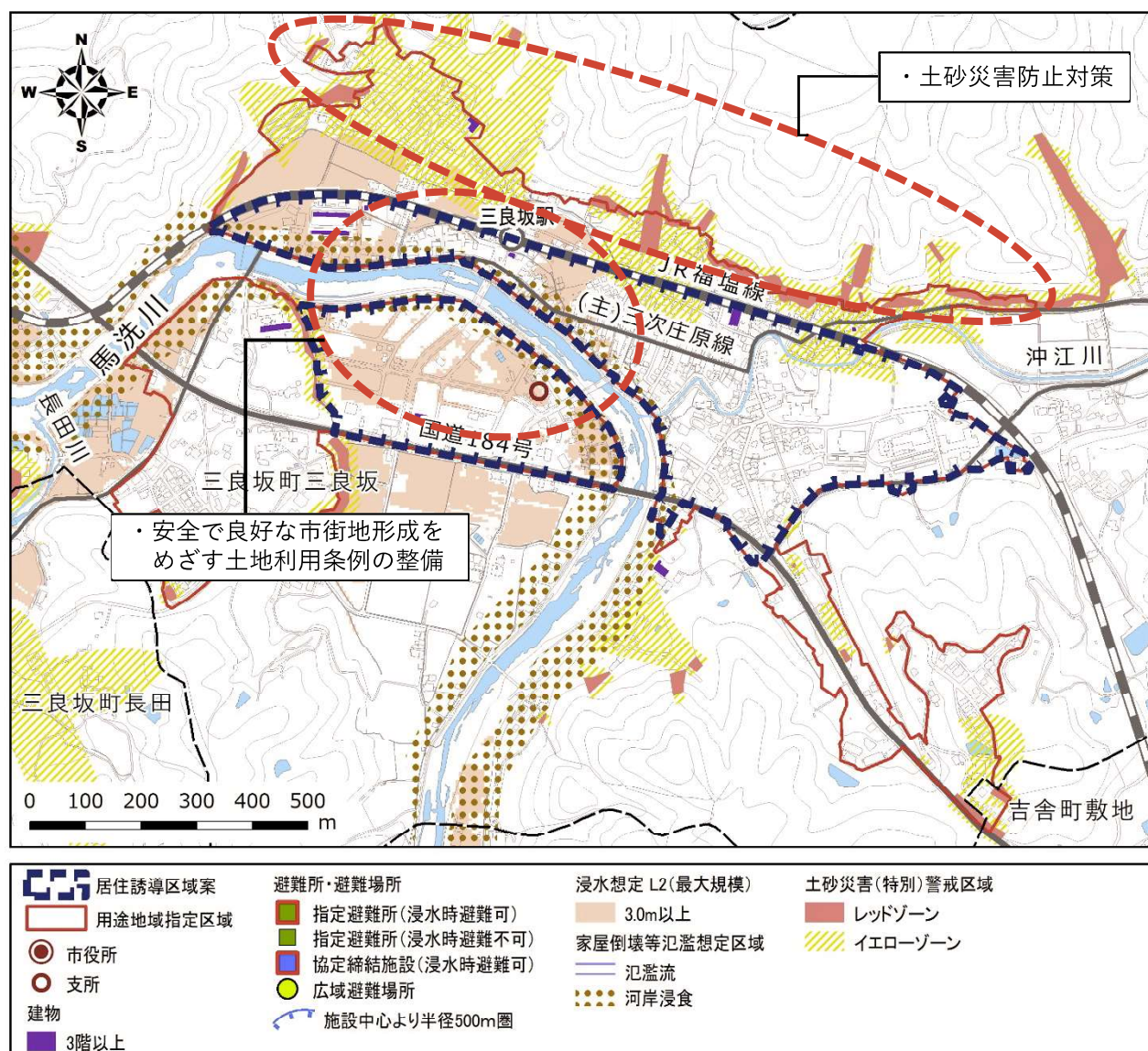
出典：洪水ポータルひろしま、土砂災害ポータルひろしま[広島県防災Web]
三次市防災ハザードマップ 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧、浸水時緊急退避施設、都市計画基礎調査 建物利用現況(R4) [三次市]

⑥三良坂町地区

■地区全体の防災対策

災害ハザードの低減の取組	災害リスクの回避の取組	災害リスクの低減の取組
●馬洗川の総合的な防災対策 ●中小河川(長田川、沖江川等)の整備 ●調整池や宅地内雨水流出抑制設備の整備	●公共公益施設の防災機能向上の促進	●避難路の設定と避難路の安全性の確保 ●防災訓練や避難シミュレーションの実施 ●自治会など地区防災組織の育成、消防団機能の強化 ●ハザードマップ、広報等災害情報の周知 ●マイ・タイムラインの作成と活用

■エリア別の防災対策



出典：洪水ポータルひろしま、土砂災害ポータルひろしま[広島県防災Web]

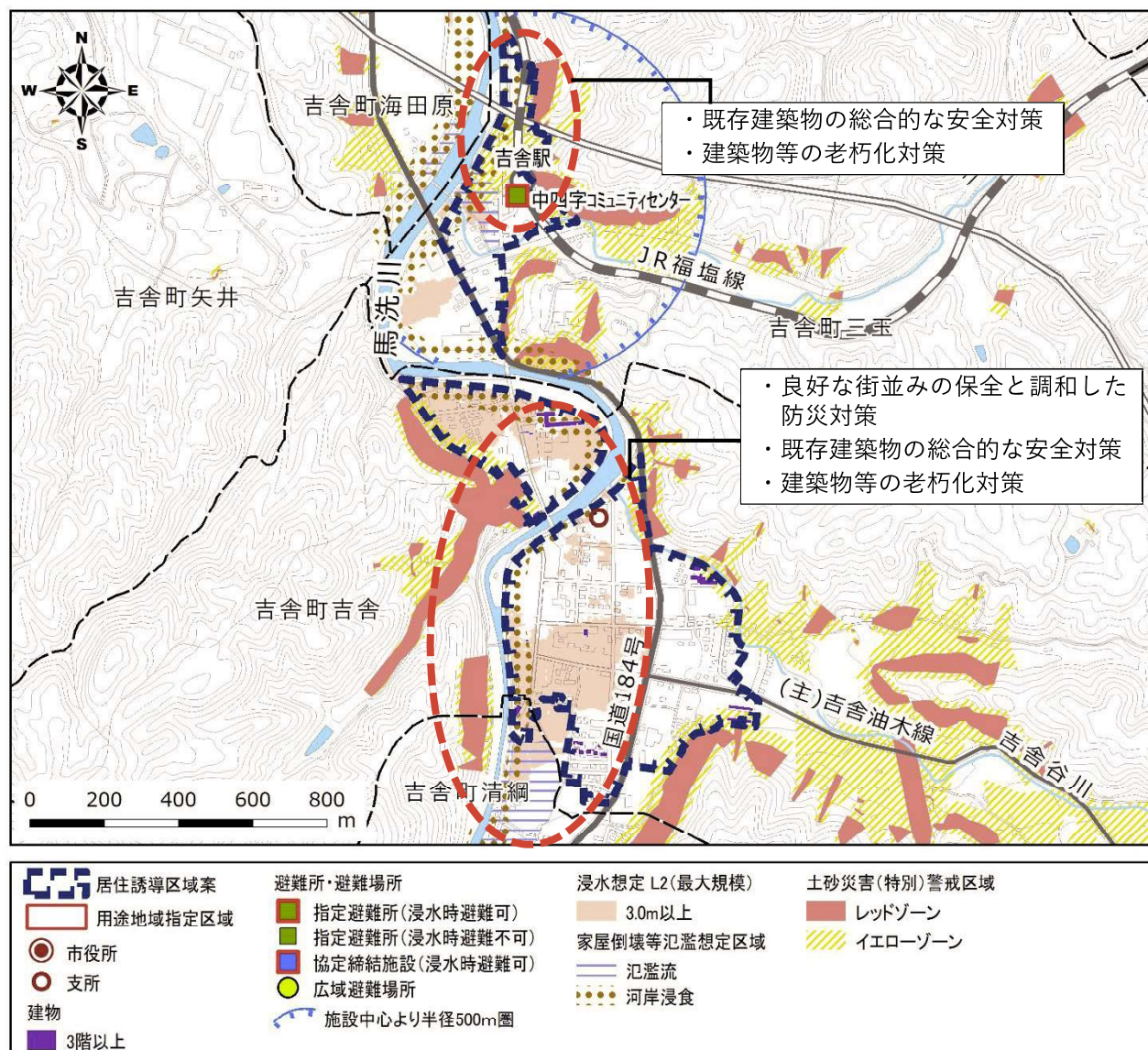
三次市防災ハザードマップ 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧、浸水時緊急退避施設、都市計画基礎調査 建物利用現況(R4)[三次市]

⑦吉舎地区

■地区全体の防災対策

災害ハザードの低減の取組	災害リスクの回避の取組	災害リスクの低減の取組
●馬洗川の総合的な防災対策 ●中小河川（三玉川、吉舎谷川等）の整備 ●調整池や宅地内雨水流出抑制設備の整備 ●土砂災害防止対策	●公共公益施設の防災機能向上の促進	●避難距離に配慮した避難施設の配置 ●避難路の設定と避難路の安全性の確保 ●防災訓練や避難シミュレーションの実施 ●自治会など地区防災組織の育成、消防団機能の強化 ●ハザードマップ、広報等災害情報の周知 ●マイ・タイムラインの作成と活用

■エリア別の防災対策



出典：洪水ポータルひろしま、土砂災害ポータルひろしま[広島県防災Web]
三次市防災ハザードマップ 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧、浸水時緊急退避施設、都市計画基礎調査 建物利用現況(R4)[三次市]

5 防災対策制度の整理

本市の防災まちづくりを後押しする支援措置について整理し、今後活用の検討を進めます。

(1) 災害ハザードエリアから安全性の高いエリアへの移転に関する制度

①居住誘導区域等権利設定等促進事業（防災移転支援計画の作成）

災害ハザードエリアからの住宅又は施設の移転に対して、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等を行う制度です。移転の際には、「防災集団移転促進事業」や「都市構造再編集集中支援事業」、「がけ地近接等危険住宅移転事業」が活用可能です。

作成主体	立地適正化計画を作成している市町村
対象	災害ハザードエリアから居住誘導区域に住宅又は施設を移転する場合
計画内容	市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、以下の事項を記載した計画を作成 ①移転者の氏名、住所 ②移転先の土地建物の内容（住所、面積、建物の構造等） ③移転先の土地建物の権利者の氏名、住所 ④移転先に設定する所有権、賃借権等の種類 ⑤移転の時期、移転の対価、支払い方法 等
法律の効果	市町村が計画を公告することにより、計画に定めた所有権、賃借権等が設定又は移転 また、計画に基づく権利設定を、市町村が一括で登記することが可能（不動産登記法の制度）
支援措置	・計画作成に当たって、固定資産税情報等の活用が可能 ・（税制）移転先として取得する土地建物に係る税制上の特例 ⇒【登録免許税】本則の1/2軽減 *所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記 【不動産取得税】課税標準から1/5控除

②防災集団移転事業

災害危険エリアにおいて、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助する制度です。

区分	内容
施行者	市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）
移転元地 （移転促進区域）	自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）
移転先 （住宅団地）	5戸以上かつ移転しようとする住居の数の半数以上 ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上 浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域
国庫補助 （補助率①～⑥： 3/4、⑦：1/2）	①住宅団地の用地取得及び造成（分譲の場合は補助対象外） ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額） ③住宅団地に係る公共施設の整備 ④移転元地の土地の買取・建物の補償 ⑤農業機械等を保管する共同倉庫等の整備 ⑥移転者の住居の移転に対する補助 ⑦事業計画等の策定に必要な経費（補助率1/2）

③都市構造再編集中支援事業

病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備に対して支援を受けることが可能です。

市町村等への支援	事業主体	市町村及び市町村都市再生協議会等
	対象事業	都市再生整備計画に位置付けられた立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）の整備
	国費率	1/2 ・整備に要する費用（購入費を含む）の1/2を国からの支援額とする ・誘導施設の整備の他、都市再生整備計画に位置付けられた居住誘導区域内の公共公益施設の整備等についても国費率45%（都市機能誘導区域内は国費率1/2）で支援
民間事業者等への支援	事業主体	民間事業者等
	対象事業	都市再生整備計画に位置付けられた立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）の整備
	国費率	1/2 ・民間事業者等に対する市町村からの公的不動産活用支援等による額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）の1/2のいずれか低い額を国からの支援額とする ・災害ハザードエリアから都市機能誘導区域内に移転する場合、誘導施設整備に係る補助対象事業費を1.2倍にかさ上げ

④コンパクトシティ形成支援事業（居住機能の移転促進に向けた調査へ支援）

立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を支援する制度です。

事業主体	地方公共団体	
補助率	1 / 2 （上限額：500万円）	
調査内容の具体例	・地域・集落における移転の意向 ・移転先に望まれる施設や機能 ・移転後の跡地の処理方法 ・移転先における居住体験と評価 ・望まれる移転先の場所 ・移転に必要な費用の試算（不動産鑑定等も可） ・必要な相談体制 ・移転計画のモデル的な実施 等	

(2) 居住誘導区域の安全性を高める制度

①都市防災総合推進事業

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組の支援を受けることが可能です。

事業メニュー	事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
事業メニュー	①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3 ^{※1}
	②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1/3 (R6年度まで1/2)
	③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3 ^{※1}
	④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1/3
	⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む)）	用地 1/3 工事 1/2 ^{※1※2}
		・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所（津波避難タワー等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等））	用地 1/3 工事 1/2 ^{※1※2}
	⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3 工事 1/2 ^{※1}
	⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	^{※1}
	⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1/2
		・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3 ^{※1}
施行地区	<事業メニュー① ③～⑤> 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域^{※3}、重点密集市街地を含む市、DID地区 <事業メニュー⑥> 大規模地震発生の可能性の高い地域^{※3}、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市 <事業メニュー⑦> 重点密集市街地 <事業メニュー⑧> 激甚災害による被災地 等 事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村^{※4}		

※1：間接補助があるものについては、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額とする。ただし、⑥の工事費については事業費の1/2

※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3

※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

※4：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村